

2021年
合格目標

Registered Customs Specialist

通関士講座

通関実務講義
体験入学用テキスト

資格の学校
TAC

これは「通関実務講義第1回」で使用する教材の
コピーです。

※当教材掲載の内容は、2021年合格目標コースのものです。

※実際のテキストはB5版です。

目 次

第 1 章 解法テクニック編

2016 年本試験問題	3
2017 年本試験問題	56
2018 年本試験問題	109
2019 年本試験問題	199
2020 年本試験問題	231
本試験の分析と基本的な対策	291

第 2 章 申告書問題編..... 303

第 3 章 計算問題編..... 351

第 4 章 貨物分類編..... 365

第 5 章 関税法等の知識編..... 383

学習進度表

第 1 回	第 1 章 解法テクニック編※
第 2 回	第 1 章 解法テクニック編※
第 3 回	第 1 章 解法テクニック編※
第 4 回	第 2 章 申告書問題編
第 5 回	第 3 章 計算問題編 第 4 章 貨物分類編
第 6 回	第 5 章 関税法等の知識編

※「第 1 章解法テクニック編」は、オプション講義「通関実務解法テクニック講座」と同内容となります。

※学習進度は目安であり変更になる場合がございます。

MEMO

第1章 解法テクニック編

※「第1章解法テクニック編」は、オプション講義「通関実務
解法テクニック講座」と同内容となります。オプション講義
別途お申込みの必要はございません。

MEMO

第50回（2016年）

通関書類の作成要領その他通関手続の実務

問 題

【選択式・計算式】 —— 第1問5点 第2問15点 ——

第1問 輸出申告

別紙1の仕入書及び下記事項により、繊維製品の輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う場合について、別紙2の輸出申告事項登録画面の統計品目番号欄（(a)～(e)）に入力すべき統計品目番号を、別冊の「輸出統計品目表」（抜すい）を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

記

- 1 統計品目番号が同一であるものがある場合は、これらを一欄にまとめる。
- 2 統計品目番号が異なるものであっても、それぞれの申告価格が20万円以下である場合には、これらを一括して一欄にまとめる。
 なお、この場合に入力すべき統計品目番号は、これらの品目のうち申告価格が最も大きいものの統計品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 3 輸出申告事項登録は、申告価格（上記1によりまとめられたものについては、その合計額）の大きいものから順に入力するものとし、上記2により一括して一欄にまとめたものについては、最後の欄に入力するものとする。
- 4 別紙1の仕入書に記載されている品目は、すべて輸出統計品目表の第11部に該当するものであり、次の部注及び号注の規定に従いその所属が決定される紡織用繊維のみからなる物品とみなす。

第11部の注及び号注（抜すい）

注2 (A) 第50類から第55類まで、第58.09項又は第59.02項のいずれかに属するとみられる物品で二以上の紡織用繊維から成るものは、構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものがない場合には、当該物品は等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属するもののみから成る物品とみなしてその所属を決定する。

(B) (A)の規定の適用については、次に定めるところによる。

(a) (省略)

(b) 所属の決定に当たっては、まず類の決定を行うものとし、次に当該類の中から、当該類に属しない構成材料を考慮することなく、項を決定する。

(c) (省略)

(d) 異なる紡織用繊維が一の類又は項に含まれる場合には、これらは、単一の紡織用繊維とみなす。

号注2 (A) 第56類から第63類までの物品で二以上の紡織用繊維から成るものは、第50類から第55類までの物品及び第58.09項の物品で当該二以上の紡織用繊維から成るものの所属の決定に際してこの部の注2の規定に従い選択される紡織用繊維のみから成る物品とみなす。

5 別紙1の仕入書に記載されている物品の原材料である紡織用繊維の構成割合は重量の割合であり、各紡織用繊維の輸出統計品目表における所属する類は以下のとおり。

第50類	絹 (silk)
第51類	羊毛 (wool)、繊獣毛 (fine animal hair)、カシミヤ毛 (Kashmir goats hair)
第52類	綿 (cotton)
第53類	亜麻繊維 (flax fibres)
第54類又は第55類	合成繊維 (synthetic fibres)、人造繊維 (man-made fibres)

6 別紙1の仕入書に記載されている米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。

7 申告年月日は、平成28年10月1日とする。

① 6110110005	② 6110120004	③ 6110190004
④ 611019000X	⑤ 6110300000	⑥ 6110900003
⑦ 611090000X	⑧ 6204510001	⑨ 6204520000
⑩ 6204530006	⑪ 6204590000	⑫ 6303910001
⑬ 630391000X	⑭ 6303920000	⑮ 630392000X

別紙 1

INVOICE

Seller

ABC Trading Co., Ltd.
1-1, kasumigaseki 3-chome,
Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN

Invoice No. and Date

ABC-160150 Sep. 9th, 2016

Reference No. FRB-154326

Buyer XYZ Corp. 161st Street and River Avenue, Bronx, New York 10451		Country of Origin	Japan			
		L/C No. NYIB-0929	Date Aug. 29th, 2016			
Vessel Taiyo Maru	On or about Oct. 5th, 2016	Issuing Bank New York International Bank				
From Tokyo, Japan	Via					
To New York, U.S.A.		Other Payment Terms				
Marks and Nos. XYZ NEW YORK MADE IN JAPAN	Description of Goods <					

別紙 2

輸出申告事項登録（大額）		入力特定番号	
共通部 繰返部			
		申告等番号	
大額・少額識別	L	申告等種別	E
申告先種別		貨物識別	
あて先官署		あて先部門	
		申告予定年月日	
輸出者	99999 ABC TRADING CO., LTD		
住所	TOKYO TO CHIYODA KU KASUMIGASEKI 3-1-1		
電話			
申告予定者			
蔵置場所			
貨物個数	100	CT	貨物重量 680 KGM
貨物容積			
貨物の記号等			
最終仕向地	USNYC	船（機）籍符号	
積出港	JPTYO	貿易形態別符号	
積載予定船舶	TAIYO MARU	出港予定年月日	20161005
インボイス番号	A	ABC-160150	20160909
インボイス価格	FOB	USD	64,825.00 A

輸出申告事項登録（大額）		入力特定番号
共通部	繰返部	
< 1 欄 > 統計品目番号 (a) 品名 数量(1) 数量(2) BPR按分係数 BPR通貨コード 他法令 (1) (2) (3) (4) (5) 輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード 内国消費税免税コード 内国消費税免税識別 		
< 2 欄 > 統計品目番号 (b) 品名 数量(1) 数量(2) BPR按分係数 BPR通貨コード 他法令 (1) (2) (3) (4) (5) 輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード 内国消費税免税コード 内国消費税免税識別 		
< 3 欄 > 統計品目番号 (c) 品名 数量(1) 数量(2) BPR按分係数 BPR通貨コード 他法令 (1) (2) (3) (4) (5) 輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード 内国消費税免税コード 内国消費税免税識別 		
< 4 欄 > 統計品目番号 (d) 品名 数量(1) 数量(2) BPR按分係数 BPR通貨コード 他法令 (1) (2) (3) (4) (5) 輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード 内国消費税免税コード 内国消費税免税識別 		
< 5 欄 > 統計品目番号 (e) 品名 数量(1) 数量(2) BPR按分係数 BPR通貨コード 他法令 (1) (2) (3) (4) (5) 輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード 内国消費税免税コード 内国消費税免税識別 		

別紙 3

実勢外国為替相場の週間平均値
(1米ドルに対する円相場)

期 間	週間平均値
平成28. 9. 11 ～ 平成28. 9. 17	¥103.00
平成28. 9. 18 ～ 平成28. 9. 24	¥105.00
平成28. 9. 25 ～ 平成28. 10. 1	¥106.00
平成28. 10. 2 ～ 平成28. 10. 8	¥107.00

第2問 輸入（納税）申告

別紙1の仕入書及び下記事項により、ベトナムにおいて加工された水産物を輸入する場合の輸入（納税）申告を輸出入・港湾関連情報システム（NACCS）を使用して行う場合について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 別紙2の輸入申告事項登録画面の品目番号欄（(a)～(e)）に入力すべき品目番号を、別冊の「実行関税率表」（抜すい）を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。
- (2) 別紙2の輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄（(f)～(j)）に入力すべき申告価格（関税定率法第4条から第4条の9まで（課税価格の計算方法）の規定により計算される課税価格に相当する価格）の額をマークしなさい。

記

- 1 品目番号が同一であるものがある場合は、これらを一欄にまとめる。
- 2 品目番号が異なるものであっても、輸入割当品目に該当する物品以外のものについては、それぞれの申告価格が20万円以下である場合には、これらを一括して一欄にまとめ、この場合に入力すべき品目番号は、一欄にまとめた品目のうち関税率の最も高いものの品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 3 品目番号欄（(a)～(e)）には、申告価格（上記1によりまとめたものについては、その合計額）の大きいものから順に入力するものとし、上記2により一括して一欄にまとめたものについては、最後の欄に入力するものとする。
- 4 課税価格の右欄（(f)～(j)）には、別紙1の仕入書に記載された価格に、下記8から10までの事項により申告価格に算入すべきものの額（米ドル建価格の場合は、本邦通貨に換算した後の額）を加算した額を入力することとする。なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 5 米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 6 別紙1の仕入書に記載された水産物加工品については、基本税率、暫定税率又はWTO協定税率のいずれかの税率を適用するものとする。
- 7 別紙1の仕入書に記載された「Frozen Prepared Aji-Fry」は、アジが最大重量を占めており、その含有量が全重量の20%を超えるものである。
- 8 本邦所在の輸入者（HIJ Co., Ltd.）（買手）は、ベトナム所在の加工業者である輸出者（ABC COMPANY）（売手）との間で水産物に係る委託加工契約を結んでいる。当該委託加工に用いる原料である水産物は、米国の領海で採捕された

水産物をH I J 社が米国において調達し、A B C 社に対し無償で提供している。

当該委託加工契約においては、水産物の加工費用及び加工により得られた水産物加工品に係るA B C 社の加工工場から本邦までの運賃、保険料その他運送に関連する費用を含む単価（水産物加工品の重量に対する単価）が取り決められており、A B C 社からH I J 社への仕入書においては、それらの単価及び輸入される水産物加工品の重量が記載されている。

- 9 各水産物加工品に使用された水産物の原料単価（A B C 社の加工工場までの運送に要する費用を含む。）、歩留まり率（注）及び輸入割当品目の該非については以下のとおりとする。

当該歩留まり率は、各生体及び水産物の個体差を考慮し、平均歩留まり率としており、輸入される水産物加工品に用いられる原材料の重量は、当該歩留まり率を用いて算出するものとする。

	加工品名	原料単価	平均歩留まり率	輸入割当品目の該非
1	Frozen Peeled Head-Less Shrimp	US\$ 8.5/kg	35%	非該当
2	Frozen Cod Fillet	US\$ 6.0/kg	40%	該当
3	Frozen Prepared Aji-Fry	US\$ 3.0/kg	42%	非該当
4	Frozen Squid	US\$ 2.8/kg	40%	該当
5	Frozen Octopus	US\$ 6.4/kg	45%	非該当
6	Frozen Swimming Crab	US\$ 1.5/kg	25%	非該当

（注）歩留まり率とは、加工に用いられる原材料の重量に対する、加工により得られる水産物加工品の重量の割合をいう。

- 10 H I J 社は、A B C 社による水産物の加工作業を指導するための技術者を本邦所在のD E F 社に委託して派遣しており、その派遣のための費用として、輸入される水産物加工品の重量1 kgあたり10円をD E F 社に支払うものとする。
- 11 輸入される水産物加工品が輸入割当品目に該当する場合には、主務官庁による輸入割当証明書を取得しているものとする。
- 12 申告年月日は、平成28年10月5日とする。

① 0304710000	② 0304791001	③ 0304951905
④ 0306140306	⑤ 0306162006	⑥ 030616200X
⑦ 030617200X	⑧ 0307491903	⑨ 0307591001
⑩ 0307592003	⑪ 1604190906	⑫ 160419090X
⑬ 1605100291	⑭ 1605540996	⑮ 1605550903

別紙 1

INVOICE

(PROCESSING FEE)

Seller

ABC COMPANY
32-30, BEN THANH,
HOCHIMINH CITY, VIETNUM

Invoice No. and Date

XYZ-0902 Sep. 10th, 2016

Reference No. ABC-001

Buyer HIJ Co., Ltd. HIGASHI 2-3, CHUO-KU, TOKYO, JAPAN		Country of Origin VIETNUM		
		L/C No. LCST-10099	Date Sep. 3rd, 2016	
Vessel Nihon Maru	On or about Sep. 11th, 2016	Issuing Bank VIETNUM BANK		
From HOCHIMINH CITY, VIETNUM	Via			
To TOKYO, JAPAN		Payment Terms		
Marks and Nos. HIJ TOKYO (Processing in VIETNUM) RAWMATERIAL FROM U.S.A	Description of Goods Frozen Peeled Head-Less Shrimp (Not Prepared, For Sushineta) (<i>Pandalus spp.</i>) Frozen Cod Fillet (Not Prepared) (<i>Gadus macrocephalus</i>) Frozen Prepared Aji-Fry (Prepared Aji-Hiraki With Panko) Frozen Squid (Not Prepared, For Sushineta) (<i>Loligo spp.</i>) Frozen Octopus (Boiled In Water, Prepared, Not In Airtight Containers) Frozen Swimming Crab (Boiled In Water, With Shell) (<i>Portunus spp.</i>)	Quantity	Unit Price	Amount
		Unit Kgs	per Kgs	CIF US\$
		35	2.50	87.50
		1,000	3.00	3,000.00
		84	3.00	252.00
		60	2.00	120.00
		1,350	2.40	3,240.00
		300	3.20	960.00
		Total : CIF TOKYO (Processing Fee)		
Total : 450 CTNS				
N/W : 2,829 kgs				
G/W : 3,500 kgs				
ABC COMPANY				
<u>(Signature)</u>				

別紙 2

輸入申告事項登録（輸入申告）									
共通部		繰返部							
大額／少額	L	申告等種別	C	申告先種別		貨物識別		識別符号	
申告番号									
あて先官署		あて先部門		申告等予定年月日					
輸入者	HIJ CO., LTD.								
住所	TOKYO TO CHUO KU HIGASHI 2-3								
電話									
蔵置場所		一括申告		申告等予定者					
B/L番号									
1					2				
3					4				
5									
貨物個数	450	CT	貨物重量(グロス)	3500	KGM				
貨物の記号等	AS PER ATTACHED SHEET								
積載船(機)	NIHON MARU				入港年月日				
船(取)卸港	JPTYO	積出地	VNSGN		貿易形態別符号		コンテナ本数		
仕入書識別		電子仕入書受付番号			仕入書番号	XYZ-0902			
仕入書価格	A	CIF							

輸入申告事項登録（輸入申告）

共通部

繰返部

<01欄> 品目番号 (a) 品名 原産地 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (f) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<02欄> 品目番号 (b) 品名 原産地 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (g) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<03欄> 品目番号 (c) 品名 原産地 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (h) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<04欄> 品目番号 (d) 品名 原産地 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (i) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<05欄> 品目番号 (e) 品名 原産地 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (j) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

別紙 3

実勢外国為替相場の週間平均値
(1米ドルに対する円相場)

期 間	週間平均値
平成28. 9. 11 ～ 平成28. 9. 17	¥103.00
平成28. 9. 18 ～ 平成28. 9. 24	¥105.00
平成28. 9. 25 ～ 平成28. 10. 1	¥106.00
平成28. 10. 2 ～ 平成28. 10. 8	¥107.00

【選 択 式】 —— 各問題 2 点 ——

第3問 次の記述は、関税の確定及び納付に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 延滞税の計算の基礎となる関税が、重加算税が課されたものである場合に該当するときは、関税法第12条第10項（延滞税）の規定による延滞税の期間計算の特例の適用を受けることができる。
- 2 本邦と外国との間を往来する航空機に積まれていた外国貨物である機用品で、当該航空機で外国貨物として使用しないこととなったものを輸入する場合の当該機用品に対する関税の額は、申告納税方式により確定する。
- 3 申告納税方式が適用される郵便物を輸入しようとする者は、当該郵便物に課される関税が無税であっても、税関長に対し、当該郵便物に係る関税の納付に関する申告を行わなければならない。
- 4 外国の通貨は、関税の担保として税関長に提供することができる。
- 5 先にした修正申告により納付すべき税額に不足額がある場合には、当該修正申告について更正があるまでは、当該修正申告に係る課税標準又は納付すべき税額を修正する申告をすることができる。

第4問 次の記述は、スイートコーンの分類に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。以下の課税率表（抜すい）を参考にし、正しいものをすべてを選び、その番号をマークしなさい。

これらのスイートコーンはいずれも、問題文に記載された以外の処理はされていないものとする。

- 1 水煮し、冷凍した粒状のスイートコーンは、冷凍野菜として第07.10項に属する。
- 2 天日乾燥した後に、第11.02項に定める穀粉の形状にしたスイートコーンは、乾燥野菜として第07.12項に属する。
- 3 凍結乾燥した全形のスイートコーンは、乾燥野菜として第07.12項に属する。
- 4 粒をフレーク状にした乾燥スイートコーンは、その他の加工穀物として第11.04項に属する。
- 5 そのままの状態で食するように調理されたスイートコーンの酢漬けは、一時的な保存に適する処理をした野菜として第07.11項に属する。

関税率表（抜すい）

第1部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品

部注

注2 この表において乾燥した物品には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、脱水し、水分を蒸発させ又は凍結乾燥したものを含む。

第7類 食用の野菜、根及び塊茎

類注

注2 第07.09項から第07.12項までにおいて野菜には、食用きのこ、トリフ、オリーブ、ケーパー、かぼちゃ、なす、スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）、とうがらし属又はピメンタ属の果実、ういきょう、パセリ、チャービル、タラゴン、クレス及びスイートマージョラム（マヨラナ・ホルテンシス及びオリガヌム・マヨラナ）を含む。

注3 第07.12項には、次の物品を除くほか、第07.01項から第07.11項までの野菜を乾燥したすべてのものを含む。

(b) 第11.02項から第11.04項までに定める形状のスイートコーン

第07.09項	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
第07.10項	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）
第07.11項	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）
第07.12項	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）

第11類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

第11.02項	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）
第11.03項	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット
第11.04項	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）

第5問 次の物品について、関税率表の適用上の所属を決定するにあたり、適用する関税率表の解釈に関する通則の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

クリーンルーム清掃用の綿棒（長さ13cm、直径3mm）で、ポリプロピレン製の柄（第39類）の一方の端に二層のポリエステル製編物が熱圧着により取り付けられている。本品は紡織用繊維の編物の製品として第6307.90号に分類されるものである。

選択肢	通則	
1	通則 1	部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この表の適用に当たっては、物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。
2	通則 3 (b)	混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であつて、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。
3	通則 3 (c)	(a)及び(b)の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。
4	通則 4	前記の原則によりその所属を決定することができない物品は、当該物品に最も類似する物品が属する項に属する。
5	通則 6	この表の適用に当たっては、項のうちのいずれの号に物品が属するかは、号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、かつ、前記の原則を準用して決定するものとし、この場合において、同一の水準にある号のみを比較することができる。この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。

第6問 次の記述は、関税暫定措置法第8条の2に規定する特惠関税制度に係る原産地認定に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 特惠受益国ではないA国において生まれ、かつ、成育した鳥が特惠受益国であるB国において産卵した卵は、B国の原産品である。
- 2 特惠受益国であるB国の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された魚は、B国の原産品である。
- 3 関税率表第61類から第63類までに該当する衣類が原産品であるか否かを決定するに当たり、衣類の生産に使用された原料又は材料であって同表第50類から第63類までに該当しないものについては、繊維を含むか否かを問わず、考慮しない。
- 4 特惠受益国ではないA国において生産されたオレンジジュースであって、特惠受益国であるB国において瓶詰めされたものは、B国の原産品である。
- 5 特惠受益国であるB国において、本邦から輸出された材料を使用して生産された物品の原産地認定に当たり、当該物品の関税率表の適用上の所属区分に関わらず、当該材料をB国の原産材料とみなすこととされている。

第7問 次の記述は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるための手続に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるため、輸出者、生産者若しくは輸入者自らが作成するオーストラリア協定原産品申告書又は締約国原産地証明書を税関長に提出することができる。
- 2 課税価格の総額が20万円以下の貨物については、オーストラリア協定に基づく締約国原産地証明書、オーストラリア協定原産品申告書及び運送要件証明書のいずれも税関長に提出する必要はない。
- 3 オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるためにオーストラリア協定原産品申告書を税関長に提出する場合は、併せて、輸入貨物がオーストラリア原産品であることを明らかにする書類を必ず提出しなければならない。
- 4 オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるため、税関より、オーストラリア原産品であるとの事前照会に対する文書回答の交付を受けた場合には、オーストラリア協定原産品申告書を税関長に提出する必要はない。
- 5 オーストラリア原産品申告書を作成した輸入者は、当該原産品申告書をその作成した日から10年間保存しなければならない。

【計 算 式】 —— 各問題 2 点 ——

第 8 問 下表に掲げる 2 品目について、一の輸入（納税）申告書で申告し許可を受けたが、許可後において、下表のとおり課税標準額及び適用税率が誤っていることが判明し、修正申告をすることとなった。当該修正申告により納付すべき関税額を計算し、その額をマークしなさい。

品名	当初申告		修正申告	
	課税標準額	適用税率	課税標準額	適用税率
A	99,520円	9.6%	255,700円	10.5%
B	1,288,010円	13.4%	1,432,900円	23.8%

第 9 問 税関長の承認を受けて総合保税地域に置かれた外国貨物で課税標準となるべき価格が289,500円、課税標準となるべき数量が4,070kgのものを、下表の経緯で輸入する場合に、当該外国貨物について納付すべき関税額を計算し、その額をマークしなさい。なお、当該外国貨物に適用される関税率は下表の「関税率改正の内容」のとおり法令の改正がなされたものとし、その施行日は、平成28年4月1日とする。

輸入（納税） 申告の日	輸入の許可前 における貨物 の引取りの承 認の申請及び その承認の日	輸入許可 の日	関税率改正の内容	
			改正前	改正後
平成28年 3月24日	平成28年 3月28日	平成28年 4月5日	85.7%又は60.90 円/kgのうちいず れか高い税率	78.5%又は53.70 円/kgのうちいず れか高い税率

第10問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者M（買手）は、化学薬品を輸入するため、A国の輸出者X（売手）との間で、当該化学薬品に係る売買契約を締結した。
- 2 当該売買契約には、次の事項が規定されている。
 - イ 単価（C I F 価格）…………… 870円／リットル
 - ロ 契約数量…………… 1,300リットル
 - ハ 100リットルごとに鉄鋼製の容器に収納することとし、その容器はMがXに無償で提供する旨
- 3 Mは、A国のメーカーYに上記2ハの鉄鋼製の容器1つにつき64,000円を支払って購入し、Xに無償で提供した。その提供に際して、Mは、A国の運送業者に運賃として総額5,000円を支払った。
- 4 Mは、Xが契約した海上保険とは別に、自らも輸入貨物の運送に関して海上保険を付保し、本邦の保険会社に保険料100,000円を支払った。
- 5 Mは、輸入貨物が輸入港に到着した後、輸入（納税）申告の前までの間、自己の計算で当該貨物を保税蔵置場において保管し、その保管料として30,000円を本邦の倉庫業者に支払った。
- 6 上記の者のいずれの間にも特殊関係はない。

第11問 次の情報に基づき、輸入者Xが輸入する椅子400脚について、関税定率法第4条の2に規定する同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定方法により課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 輸入者Xは、A国の生産者Pから無償で椅子400脚を輸入する。
- 2 上記1の椅子と同種又は類似の輸入貨物に係る取引価格について、次に掲げるものが確認されている。これらはいずれも関税定率法第4条第1項を適用して課税価格を計算することができた事例であり、単価については取引数量により変わらないものであり、保険は付保されていない。
 - イ 輸入者YがPから同種の貨物600脚を輸入した時の当該貨物の取引価格（C F R 価格）…………… 4,000円／脚
 - ロ XがA国の生産者Qから類似の貨物600脚を輸入した時の当該貨物の取引価格（C F R 価格）…………… 3,000円／脚
 - ハ XがA国の生産者Rから同種の貨物500脚を輸入した時の当該貨物の取引価格（C F R 価格）…………… 3,500円／脚
 - ニ 輸入者ZがPから同種の貨物600脚を輸入した時の当該貨物の取引価格（C F R 価格）…………… 5,000円／脚
- 3 Xは、輸入貨物のA国から本邦までの運送に係る保険料として、50,000円を保険会社に支払った。ただし、当該輸入貨物について損害がなかったことから、当該保険料に係る契約に基づき、25,000円が払い戻されることとなった。

第12問 次の情報に基づき、輸入者Mが輸出者Xから1回目に輸入する置時計1,000個に係る課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 輸入者Mは、輸出者Xから5,000個の置時計を購入し、輸入する契約を締結した。置時計の契約価格は、C I F 価格で1個当たり1,800円である。
- 2 当該契約において、輸入は1,000個ずつ5回に分けて行われることとされている。
- 3 Mは、当該契約に際して、Xが所有する置時計に係る特許権の使用許諾を受けるため、一時金800,000円を支払っている。また、この一時金とは別に、置時計の契約価格には置時計1個当たり100円の特許権使用料が含まれている。
- 4 Mは、置時計に贈答用の特殊な飾り付けを行うことをXに依頼しており、そのための費用として、置時計1個当たり500円を置時計の代金とは別にXに支払う。
- 5 課税価格に算入すべき費用は、置時計5,000個に対して均等に配分する。
- 6 MとXとの間には、特殊関係はない。

【択一式】 —— 各問題1点 ——

第13問 次の記述は、輸出通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 輸出の許可を受けた貨物の一部が積載予定船舶に積み込まれないこととなった場合は、当該輸出の許可の取消し後に、改めて輸出申告を行わなければならない。
- 2 保税地域に置かれた外国貨物に関税法第40条（貨物の取扱い）の規定により簡単な加工を施した場合は、当該外国貨物を当該保税地域から本邦に引き取った後でなければ、輸出することができない。
- 3 貨物の価格が1万円以下のものについては、輸出申告することなく輸出することができる。
- 4 特定輸出申告に係る貨物については、保税地域に入れることなく輸出の許可を受けることができる。
- 5 仮に陸揚げされた貨物を外国に送り出す場合には、関税法第70条（証明又は確認）の規定は適用されない。

第14問 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 関税定率法第8条（不当廉売関税）の規定による不当廉売関税が課される貨物については、同法別表の税率による関税は課されない。
- 2 修正申告書が郵便又は信書便により税関長に提出された場合に、その郵便物又は信書便物の通信日付印が明瞭に表示されているときは、当該通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなされる。
- 3 保税工場における保税作業に外国貨物と内国貨物とを使用した場合において、これによってできた製品を当該保税工場から本邦に引き取るときは、関税法第67条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づく輸入申告をすることを要しない。
- 4 関税暫定措置法第8条の2第1項（特惠関税等）の規定による特惠関税の適用を受ける貨物を輸入しようとする者は、当該貨物についての輸入申告に際し、原産地証明書及び当該貨物の原産地が記載された仕入書を税関長に提出しなければならない。
- 5 課税標準となるべき価格が20万円以下の郵便物を輸入しようとする者は、関税法第76条第3項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定により当該郵便物が税関長に提示された後は、輸入申告を行う旨の申し出を行うことはできない。

第15問 次の記述は、物品の品目分類に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。以下の関税率表（抜すい）を参考にし、一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 生鮮の豚肉を挽いて、他の成分を加えずに羊の腸（ケーシング）に詰めたものは、第16.01項に属する。
- 2 骨を除いた鶏肉を切り刻むことなくソーセージの形に成形し、加熱調理したものは、第16.01項に属する。
- 3 全重量に対し牛肉60%、玉ねぎ25%、卵10%、パン粉5%から成るミートボールを加熱調理したものは、第16.02項に属する。
- 4 全重量に対し豚肉20%、牛肉25%、キャベツ40%、にんにく5%、しょうが5%、調味料5%から成るものを詰めた餃子は、第16.02項に属する。
- 5 全重量に対しすけそうだらのすり身60%、でん粉30%、調味料10%から成るものを羊の腸（ケーシング）に詰めたものは、第16.01に属する。

関税率表（抜すい）

第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品
類注

注2 ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第19.02項の詰物をした物品及び第21.03項又は第21.04項の調製品については、適用しない。

第16.01項	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品
第16.02項	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血

第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

第19.02項	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰める又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）
---------	--

第16問 次の糸は、その関税率表の所属区分が第51.09項（羊毛製又は繊獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。））に該当するものであるが、これらの糸のうち、第5109.10号に該当しないものはどれか。以下の表を参考にし、一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、第5109.10号に該当しない糸がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 羊毛の重量が全重量の50%及び繊獣毛の重量が全重量の50%からなる小売用にした糸
- 2 羊毛の重量が全重量の80%を含有し、繊獣毛を含有しない小売用にした糸
- 3 羊毛の重量が全重量の40%及び繊獣毛の重量が全重量の45%を含有する小売用にした糸
- 4 繊獣毛の重量が全重量の80%及び羊毛の重量が全重量の5%を含有する小売用にした糸
- 5 繊獣毛の重量が全重量の90%を含有し、羊毛を含有しない小売用にした糸

番号	品名
51.09	羊毛製又は繊獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）
5109.10	－羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の85%以上のもの
5109.90	－その他のもの

第17問 次の記述は、経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定（以下「モンゴル協定」という。）における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるための手続に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 モンゴル協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けようとする者は、モンゴル協定に基づく原産品である旨を記載し、かつ、輸出国の権限である機関によって認定された輸出者が署名した仕入書による原産地申告を税関長に行うことができる。
- 2 モンゴル協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けようとする貨物に係る締約国原産地証明書は、当該貨物の輸入申告の日において、その発給の日から9月以上を経過したものであってはならない。
- 3 モンゴルから第三国を経由して本邦へ向けて運送されたモンゴル協定に基づく原産品とされる貨物については、当該第三国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置以外の取扱いがされなかった場合にのみ、当該協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けることができる。
- 4 モンゴル協定に基づく締約国原産地証明書は、輸入申告の際に提出が必要とされているが、関税法第43条の3第1項（外国貨物を置くことの承認）の申請の際には、その提出は要しない。
- 5 税関長の承認を受けて輸入の許可前に引き取ろうとする貨物に係るモンゴル協定に基づく締約国原産地証明書については、当該承認に係る申請書の提出に併せて提出しなければならない。

MEMO

第50回（2016年）

通関書類の作成要領その他通関手続の実務

問 題（別冊）

第1問 輸出申告

輸出統計品目表（抜すい）

第61類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） Chapter 61 Articles of apparel and clothing accessories, knitted or crocheted

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C S 用	品 名	単 位 UNIT		DESCRIPTION	参 考
				I	II		
61.10			ジャージ、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			Jerseys, pullovers, cardigans, waistcoats and similar articles, knitted or crocheted:	
			－羊毛製又は繊獣毛製のもの			－ Of wool or fine animal hair:	
6110.11	000	5	－羊毛製のもの	NO	KG	－ Of wool	質 1-11
6110.12	000	4	－カシミア毛製のもの	NO	KG	－ Of Kashmir (cashmere) goats	〃
6110.19	000	4	－その他のもの	NO	KG	－ Other	質 1-11、Ⅱ-36、Ⅱ-37、鳥
6110.20	000	3	－綿製のもの	NO	KG	－ Of cotton	質 1-11
6110.30	000	0	－人造繊維製のもの	NO	KG	－ Of man-made fibres	〃
6110.90	000	3	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG	－ Of other textile materials	質 1-11、Ⅱ-36、Ⅱ-37、鳥

第62類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） Chapter 62 Articles of apparel and clothing accessories, not knitted or crocheted

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C S 用	品 名	単 位 UNIT		DESCRIPTION	参 考
				I	II		
62.04			女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）			Women's or girls' suits, ensembles, jackets, blazers, dresses, skirts, divided skirts, trousers, bib and brace overalls, breeches and shorts (other than swimwear):	
			－スカート及びキュロットスカート			－ Skirts and divided skirts:	
6204.51	000	1	－羊毛製又は繊獣毛製のもの	NO	KG	－ Of wool or fine animal hair	〃
6204.52	000	0	－綿製のもの	NO	KG	－ Of cotton	
6204.53	000	6	－合成繊維製のもの	NO	KG	－ Of synthetic fibres	
6204.59	000	0	－その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG	－ Of other textile materials	

第63類 繊維用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、 Chapter 63 Other made up textile articles; sets; worn clothing and worn textile articles; rags
 繊維用繊維の中古の物品及びばろ

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C S 用	品 名	単 位 UNIT		DESCRIPTION	参 考
				I	II		
63.03			カーテン（ドレープを含む。）、室内用 ブラインド、カーテンバランス及び ベッドバランス			Curtains (including drapes) and interior blinds; curtain or bed valances:	
			－メリヤス編み又はクロセ編みのもの			－Knitted or crocheted:	
6303.12	000	3	－合成繊維製のもの	DZ	KG	－Of synthetic fibres	
6303.19	000	3	－その他の繊維用繊維製のもの	DZ	KG	－Of other textile materials	々
			－その他のもの			－Other:	
6303.91	000	1	－綿製のもの	DZ	KG	－Of cotton	
6303.92	000	0	－合成繊維製のもの	DZ	KG	－Of synthetic fibres	
6303.99	000	0	－その他の繊維用繊維製のもの	DZ	KG	－Of other textile materials	々

第2問 輸入（納税）申告

実行関税率表（抜すい）

第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 Chapter 3 Fish and crustaceans, molluscs and other aquatic invertebrates

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
03.04			魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限定のものとし、細かく切り刻みであるかないかを問わない。）						Fish fillets and other fish meat (whether or not minced), fresh, chilled or frozen:
			魚のフィレ（さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの）（冷凍したものに限定。）						Frozen fillets of fish of the families <i>Bregmacerotidae</i> , <i>Euclichthyidae</i> , <i>Gadidae</i> , <i>Macrouridae</i> , <i>Melanonidae</i> , <i>Merlucciidae</i> , <i>Monidae</i> and <i>Muraenolepididae</i> :
0304.71	000	0	コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）	10%				KG	Cod (<i>Gadus morhua</i> , <i>Gadus ogac</i> , <i>Gadus macrocephalus</i>)
0304.72	000	6	ハドック（メラノグラムス・アイグレイヌス）	5%	3.5%	×無税 Free		KG	Haddock (<i>Melanogrammus aeglefinus</i>)
0304.73	000	5	コールフィッシュ（ボルラキウス・ヴィレンス）	5%	3.5%	×無税 Free		KG	Coalfish (<i>Pollachius virens</i>)
0304.74			ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）						Hake (<i>Merluccius spp.</i> , <i>Urophycis spp.</i>):
	100	6	1 メルルシウス属のもの	10%				KG	1 Of <i>Merluccius spp.</i>
	200	1	2 ウロフュキス属のもの	5%	3.5%	×無税 Free		KG	2 Of <i>Urophycis spp.</i>
0304.75	000	3	すけそうだら（テラグラ・カルコグラマ）	10%				KG	Alaska Pollack (<i>Theragra chalcogramma</i>)
0304.79			その他のもの						Other:
	100	1	1 たら（ガドウス属又はテラグラ属のもの）	10%				KG	1 Tara (<i>Gadus spp.</i> and <i>Theragra spp.</i>)
	200	3	2 その他のもの	5%	3.5%	×無税 Free		KG	2 Other
			その他のもの（冷凍したものに限定。）						Other, frozen:
0304.91	000	1	めかじき（クシフィアス・グラディウス）	5%	3.5%	×無税 Free		KG	Swordfish (<i>Xiphias gladius</i>)
0304.92	000	0	めろ（ディソスティクス属のもの）	5%	3.5%	×無税 Free		KG	Toothfish (<i>Dissostichus spp.</i>)
0304.93	000	6	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクトルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ビケウス及びヒュボフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アンギルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）	5%	3.5%	×無税 Free		KG	Tilapias (<i>Oreochromis spp.</i>), catfish (<i>Pangasius spp.</i> , <i>Silurus spp.</i> , <i>Clarias spp.</i> , <i>Ictalurus spp.</i>), carp (<i>Cyprinus carpio</i> , <i>Carassius carassius</i> , <i>Ctenopharyngodon idellus</i> , <i>Hypophthalmichthys spp.</i> , <i>Cirrhinus spp.</i> , <i>Mylopharyngodon piceus</i>), eels (<i>Anguilla spp.</i>), Nile perch (<i>Lates niloticus</i>) and snakeheads (<i>Channa spp.</i>)
0304.94			すけそうだら（テラグラ・カルコグラマ）	10%	6%				Alaska Pollack (<i>Theragra chalcogramma</i>):
	010	1	－すり身				4.2%	KG	Surimi
	090	4	－その他のもの					KG	Other

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
0304.95			さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（すけうだら（テラグラ・カルコグラマ）を除く。）						Fish of the families <i>Bregmacerotidae</i> , <i>Euclichthyidae</i> , <i>Gadidae</i> , <i>Macrouridae</i> , <i>Melanonidae</i> , <i>Merlucciidae</i> , <i>Moridae</i> and <i>Muraenolepididae</i> , other than Alaska Pollack (<i>Theragra chalcogramma</i>):
	110	2	1 たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）	10%	6%			KG	1 Tara (<i>Gadus spp.</i> , <i>Theragra spp.</i> and <i>Merluccius spp.</i>):
	190	5	－すり身				4.2%	KG	Surimi
	200	1	－その他のもの					KG	Other
			2 その他のもの	5%	3.5%	×無税 Free		KG	2 Other
03.06			甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）						Crustaceans, whether in shell or not, live, fresh, chilled, frozen, dried, salted or in brine; smoked crustaceans, whether in shell or not, whether or not cooked before or during the smoking process; crustaceans, in shell, cooked by steaming or by boiling in water, whether or not chilled, frozen, dried, salted or in brine; flours, meals and pellets of crustaceans, fit for human consumption:
			冷凍したもの						Frozen:
0306.11			いせえびその他のいせえび科のえび（パリスルス属、パヌリスルス属又はヤス属のもの）						Rock lobster and other sea crawfish (<i>Palinurus spp.</i> , <i>Panulirus spp.</i> , <i>Jasus spp.</i>):
	100	2	1 くん製したもの	4.8%	(4.8%)	3.2% ×無税 Free		KG	1 Smoked
	200	4	2 その他のもの	4%	1%	×無税 Free		KG	2 Other
0306.12			ロブスター（ホマルス属のもの）						Lobsters (<i>Homarus spp.</i>):
	100	1	1 くん製したもの	4.8%	(4.8%)	3.2% ×無税 Free		KG	1 Smoked
	200	3	2 その他のもの	4%	1%	×無税 Free		KG	2 Other
0306.14			かに						Crabs:
	100	6	1 くん製したもの	9.6%	(9.6%)	7.2% ×無税 Free		KG	1 Smoked
			2 その他のもの	6%	4%	×無税 Free			2 Other:
	010	0	－たらばがに					KG	King crabs (<i>Paralithodes spp.</i>)
	020	3	－ずわいがに					KG	Snow crabs (<i>Chionoecetes spp.</i>)
	030	6	－がざみ					KG	Swimming crabs (<i>Portunus spp.</i>)
	040	2	－けがに					KG	Horsehair crabs
	090	3	－その他のもの					KG	Other

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
0306.15			ノルウェーロブスター(ネフロブ ス・ノルヴェギクス)						Norway lobsters (<i>Nephrops norvegicus</i>):
	100	5	1 くん製したもの	4.8%	(4.8%)	3.2% × 無税 Free		KG	1 Smoked
	200	0	2 その他のもの	4%	2%	× 無税 Free		KG	2 Other
0306.16			コールドウォーターシュリンプ及 びコールドウォーターブローン (クランゴン・クランゴン及びバ ンダルス属のもの)						Cold-water shrimps and prawns (<i>Pandalus</i> <i>spp.</i> , <i>Crangon crangon</i>):
(0306.16)	100	4	1 くん製したもの	4.8%	(4.8%)	3.2% × 無税 Free		KG	1 Smoked
	200	6	2 その他のもの	4%	1%	× 無税 Free		KG	2 Other
0306.17			その他のシュリンプ及びブローン						Other shrimps and prawns:
	100	3	1 くん製したもの	4.8%	(4.8%)	3.2% × 無税 Free		KG	1 Smoked
	200	5	2 その他のもの	4%	1%	× 無税 Free		KG	2 Other

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
03.07			軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）						Molluscs, whether in shell or not, live, fresh, chilled, frozen, dried, salted or in brine; smoked molluscs, whether in shell or not, whether or not cooked before or during the smoking process; flours, meals and pellets of molluscs, fit for human consumption:
0307.41			生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	10%					Live, fresh or chilled:
	010	6	－もんごういか（セピア・オフィキナリス）		3.5%	×無税 Free		KG	Mongo ika (<i>Sepia officinalis</i>)
	090	2	－その他のもの		5%			KG	Other
0307.49			その他のもの						Other:
			1 冷凍したもの	10%					1 Frozen:
	110	0	－もんごういか（セピア・オフィキナリス）		3.5%	×無税 Free		KG	Mongo ika (<i>Sepia officinalis</i>)
	120	3	－あかい（オムマストリフェス・バルトラミ）		(5%)		3.5%	KG	Neon flying squid (<i>Ommastrephes bartramii</i>)
	190	3	－その他のもの		(5%)		3.5%	KG	Other
	500	5	2 くん製したもの	9.6%	6.7%	×無税 Free		KG	2 Smoked
			3 その他のもの	15%					3 Other:
	210	2	－もんごういか（セピア・オフィキナリス）			×無税 Free		KG	Mongo ika (<i>Sepia officinalis</i>)
	290	5	－その他のもの					KG	Other
			たこ（オクトプス属のもの）						Octopus (<i>Octopus spp.</i>):
0307.51	000	0	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	10%	7%	5% ×無税 Free		KG	Live, fresh or chilled
0307.59			その他のもの						Other:
	100	1	1 冷凍したもの	10%	7%	5% ×無税 Free		KG	1 Frozen
	500	2	2 くん製したもの	9.6%	6.7%	6.4% ×無税 Free		KG	2 Smoked
	200	3	3 その他のもの	15%	10%	×無税 Free		KG	3 Other

第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

Chapter 16 Preparations of meat, of fish or of crustaceans, molluscs or other aquatic invertebrates

注

- 1 この類には、第2類、第3類又は第05.04項に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物を含まない。
- 2 ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第19.02項の詰物をした物品及び第21.03項又は第21.04項の調製品については、適用しない。

Notes.

1. This Chapter does not cover meat, meat offal, fish, crustaceans, molluscs or other aquatic invertebrates, prepared or preserved by the processes specified in Chapter 2 or 3 or heading 05.04.
2. Food preparations fall in this Chapter provided that they contain more than 20% by weight of sausage, meat, meat offal, blood, fish or crustaceans, molluscs or other aquatic invertebrates, or any combination thereof. In cases where the preparation contains two or more of the products mentioned above, it is classified in the heading of Chapter 16 corresponding to the component or components which predominate by weight. These provisions do not apply to the stuffed products of heading 19.02 or to the preparations of heading 21.03 or 21.04.

号注（省略）

Subheading Notes.（省略）

備考（省略）

Additional Note.（省略）

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
16.04			魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物						Prepared or preserved fish; caviar and caviar substitutes prepared from fish eggs:
			魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）						Fish, whole or in pieces, but not minced:
1604.11			さけ	9.6%	(9.6%)	×無税 Free			Salmon:
	010	4	－気密容器入りのもの以外のもの			7.2%		KG	Other than in airtight containers
	090	0	－その他のもの					KG	Other
1604.12	000	0	にしん	9.6%	(9.6%)	7.2% ×無税 Free		KG	Herrings
1604.13			いわし	9.6%	(9.6%)	7.2% ×無税 Free			Sardines, sardinella and brisling or sprats:
	010	2	－気密容器入りのもの					KG	In airtight containers
	090	5	－その他のもの					KG	Other

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
1604.14			まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお	9.6%	(9.6%)	×無税 Free			Tunas, skipjack and bonito (<i>Sarda spp.</i>):
	010	1	－かつお（気密容器入りのものに 限る。）			6.4%		KG	Skipjack and other bonito, in airtight containers
			－その他のもの			7.2%			Other:
	091	5	－かつお節					KG	Skipjack and other bonito, boiled and dried
	092	6	－まぐろ（気密容器入りのものに 限る。）					KG	Tunas, in airtight containers
	099	6	－その他のもの					KG	Other
1604.15	000	4	さば	9.6%	(9.6%)	7.2% ×無税 Free		KG	Mackerel
1604.16	000	3	かたくちいわし	9.6%	(9.6%)	7.2% ×無税 Free		KG	Anchovies
1604.17	000	2	うなぎ	9.6%	(9.6%)	7.2% ×無税 Free		KG	Eels
1604.19			その他のもの	9.6%	(9.6%)	7.2% ×無税 Free			Other:
	020	6	－節類					KG	Boiled and dried fish
	090	6	－その他のもの					KG	Other
16.05			甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無 脊椎動物（調製し又は保存に適する処 理をしたものに限る。）						Crustaceans, molluscs and other aquatic invertebrates, prepared or preserved:
1605.10			かに						Crab:
	010	3	1 気密容器入りのもの	6.5%	5%	×無税 Free		KG	1 In airtight containers
			2 その他のもの	9.6%	(9.6%)	7.2% ×無税 Free			2 Other:
	021	0	－米を含むもの					KG	Containing rice
	029	1	－その他のもの					KG	Other
			軟体動物						Molluscs:
1605.54			いか	15%	10.5%	×無税 Free			Cuttle fish and squid:
			－気密容器入りのもの			9%			In airtight containers:
	011	2	－米を含むもの					KG	Containing rice
	019	3	－その他のもの					KG	Other
			－その他のもの						Other:
	091	5	－米を含むもの					KG	Containing rice
	099	6	－その他のもの					KG	Other
1605.55			たこ	9.6%	(9.6%)	7.2% ×無税 Free			Octopus:
	010	0	－気密容器入りのもの					KG	In airtight containers
	090	3	－その他のもの					KG	Other

MEMO

第50回（2016年）解答・解説

【選択式・計算式】

第1問 正解 (a)－⑪ (b)－① (c)－⑧ (d)－⑤ (e)－⑦

1 為替レート

平成28. 9. 11～平成28. 9. 17までのレートを適用し、 $\$ 1 = ¥103.00$ となる。

2 統計品目番号は、次のようになる。仕入書上に記載はないが、解説の便宜のため(1)～(7)までの番号を付する。

(1) 編物製カーディガン（羊毛50%，人造繊維50%）：6110300000

羊毛と人造繊維の重量の割合が50%ずつであるので、11部注2(A)，号注2(A)により上記の番号に属する。

(2) 編物製カーディガン（羊毛30%，カシミア毛25%，人造繊維45%）：6110110005

羊毛とカシミア毛（織獣毛）は、単一の紡織用繊維とみなす（11部注2(B)(d)）。

羊毛とカシミア毛の重量の割合の合計が55%であるので、61.10項のうち、一段落ち「羊毛製又は織獣毛製のもの」に分類し、そのうち羊毛の割合が高いので、上記の番号に属する（11部注2(A)，(B)(b)，号注2(A)）。

(3) 編物製カーディガン（亜麻繊維100%）：6110900003

(4) 織物製スカート（羊毛50%，綿30%，合成繊維20%）：6204510001

羊毛が最も重量の割合が高く、重要な構成要素であるので、11部注2(A)により上記の番号に属する。

(5) 織物製スカート（羊毛25%，織獣毛25%，合成繊維40%，綿10%）：6204510001

羊毛と織獣毛の重量の割合の合計が50%であるので、62.04項のスカートのうち、二段落ち「羊毛製又は織獣毛製のもの」に分類する（11部注2(A)，(B)(d)，号注2(A)）。

(6) 織物製スカート（絹100%）：6204590000

(7) 織物製カーテン（綿50%，合成繊維50%）：6303920000

63.03項の一段落ち「その他のもの」のうち、綿と合成繊維の重量の割合が50%ずつであるので、11部注2(A)，号注2(A)により上記の番号に属する。

※ 価格について

仕入書上、各貨物の価格は本船甲板渡し価格（FOB）となっている。

$200,000 \text{円} \div 103 = \$1,941.74\cdots$ 以下の貨物は20万円以下となる。

貨物(4)と(5)は品目番号が同一となるので、問題文より一欄にまとめる。

貨物(3)及び(7)については、品目番号が異なるが、20万円以下となるので、問題文の指示により一括し、これらのうち価格が最大の貨物(3)の統計品目番号で一括させ、10桁目は「X」とする。

- (a)－貨物(6) →⑪
- (b)－貨物(2) →①
- (c)－貨物(4), (5) →⑧
- (d)－貨物(1) →⑤
- (e)－貨物(3) (7) ((3)で代表) →⑦

- 第2問 正解 (a)－⑮ (b)－① (c)－④ (d)－⑧ (e)－⑫
 (f)－2369700 又は 2356200 (g)－1900000 又は 1890000
 (h)－0292800 又は 0289800 (i)－0057300 又は 0056700
 (j)－0189087 又は 0187897

1 為替レート

平成28. 9. 18～平成28. 9. 24までのレートを適用し、US\$ 1＝¥105. 00となる。

2 統計品目番号は、次のようになる。仕入書上に記載はないが、解説の便宜のため(1)～(6)までの番号を付する。

- (1) 皮をむき頭を取り除いた冷凍のえび（寿司ネタ用で調製していないパンダルス属のもの）：0306162006

冷凍した甲殻類で、調製していないものであるので、03. 06項に属する。パンダルス属という学名と、くん製していないことから上記の番号に分類する。

- (2) 冷凍したコッドのフィレ（ガドゥスマクロケファルス）：0304710000

- (3) 冷凍し調製したあじのフライ（パン粉で調製したあじの開き）：1604190906

調製した魚で、あじが最大重量を占めており、その含有量が全重量の20%を超えているので、16類注2により16類に分類する。

- (4) 冷凍したいか（寿司ネタ用で調製していないロリゴ属のもの）：0307491903

冷凍した軟体動物で、調製していないものであるので、03. 07項に属する。ロリゴ属という学名から上記の番号に分類する。

- (5) 水煮をし調製した冷凍のたこ（気密容器入りでないもの）：1605550903

- (6) 水煮をした殻付きの冷凍のかに（がざみ）：0306140306

3 申告価格等

本問では、輸入者（買手）と輸出者（売手）の間で水産物の委託加工貿易が結ばれ、本邦の輸入者（買手）から水産物を輸出者（売手）に無償で提供し、輸出者（売手）が水産物加工品に加工して輸入者（買手）にあてて送っている。仕入書に記載されている価格は水産物の加工費用及び加工により得られた水産物加工品に係る本邦までの運賃、保険料その他運送に関連する費用である。

無償で提供された水産物（原料）の費用について、加算をする必要がある。問題文9の表に各品目の水産物（原料）の原料単価は表示されているが、重量は表示されていない。そこで、平均歩留まり率を用いて原料の重量を計算する必要がある。

平均歩留まり率は以下の式で計算できる。

平均歩留まり率＝加工品の重量/原料の重量

これは、**原料の重量＝加工品の重量÷平均歩留まり率**と置き換えられる。

原料の重量をXとし、以下、仕入書上の各品目について計算する。

- (1) $X = 35\text{kg} \div 0.35$ (35%) $\rightarrow X = 100\text{kg}$
 $\rightarrow \$8.5 \times 100\text{kg} = \850 を加算。
 $\rightarrow \$87.5 + \$850 = \$937.5$
- (2) $X = 1,000\text{kg} \div 0.4$ (40%) $\rightarrow X = 2,500\text{kg}$
 $\rightarrow \$6 \times 2,500\text{kg} = \$15,000$ を加算。
 $\rightarrow \$3,000 + \$15,000 = \$18,000$
- (3) $X = 84\text{kg} \div 0.42$ (42%) $\rightarrow X = 200\text{kg}$
 $\rightarrow \$3 \times 200\text{kg} = \600 を加算。
 $\rightarrow \$252 + \$600 = \$852$
- (4) $X = 60\text{kg} \div 0.4$ (40%) $\rightarrow X = 150\text{kg}$
 $\rightarrow \$2.8 \times 150\text{kg} = \420 を加算。
 $\rightarrow \$120 + \$420 = \$540$
- (5) $X = 1,350\text{kg} \div 0.45$ (45%) $\rightarrow X = 3,000\text{kg}$
 $\rightarrow \$6.4 \times 3,000\text{kg} = \$19,200$ を加算。
 $\rightarrow \$3,240 + \$19,200 = \$22,440$
- (6) $X = 300\text{kg} \div 0.25$ (25%) $\rightarrow X = 1,200\text{kg}$
 $\rightarrow \$1.5 \times 1,200\text{kg} = \$1,800$ を加算。
 $\rightarrow \$960 + \$1,800 = \$2,760$

加工作業を指導するための技術者派遣費用については、輸入貨物の製造に係る費用であるので、**加算する**※。

以下、各欄ごとの貨物の価格は、次のようになる。

- (f)…貨物(5) : $(\$22,440 \times \yen105) + (\yen10 \times 1,350\text{kg})$
 $= \yen2,369,700$
- (g)…貨物(2) : $(\$18,000 \times \yen105) + (\yen10 \times 1,000\text{kg})$
 $= \yen1,900,000$
- (h)…貨物(6) : $(\$2,760 \times \yen105) + (\yen10 \times 300\text{kg})$
 $= \yen292,800$
- (i)…貨物(4) : $(\$540 \times 105) + (\yen10 \times 60\text{kg})$
 $= \yen57,300$

(4)は20万円以下となるが、輸入割当品目に該当するため、一括することが

できない。

(j)…貨物(1), (3) : $\$ 937.5 + \$ 852 = \$ 1,789.5$

重量の合計は, $35\text{kg} + 84\text{kg} = 119\text{kg}$

$(\$ 1,789.5 \times \text{¥}105) + (\text{¥}10 \times 119\text{kg})$

$= \text{¥}189,087.5 \rightarrow \text{¥}189,087$

(1)は1%（協定）, (3)は9.6%（基本）であり, 税率の高い(3)の番号で一括し, 10桁目を「X」とする。

※なお, 技術者が一切の製造作業に従事せず, 技術指導のみを行ったものと仮定した上で, 「本邦で開発された技術」の提供費用として解釈すると, 加算は行われないことになる。2016年本試験では, この解釈に基づく解答も正解とされた。

【選択式】

第3問 正解 3, 5

- 1 × 延滞税の計算の基礎となる関税が、重加算税が課されたものである場合に該当するときに、延滞税の期間計算の特例の適用を受けることができる旨の**規定はない**。
- 2 × 本邦と外国の間を往来する航空機に積まれていた外国貨物である機用品で、当該航空機で外国貨物として使用しないこととなったものを輸入する場合の当該機用品に対する関税の額は、**賦課課税方式**によって確定する（関税法6条の2第2号、施行令3条2項3号）。
- 3 ○ 申告納税方式が適用される郵便物を輸入しようとする者は、当該郵便物に課される**関税が無税であっても**、税関長に対し、当該郵便物に対する関税の納付に関する申告を行わなければならない（6条の2第1号）。
- 4 × **外国の通貨**は、関税の担保として税関長に提供することは**できない**。担保として税関長に提供できるのは、強制通用力を有する本邦通貨のみであり、ドルその他の外国通貨を含まない（9条の6第1項、国税通則法50条7号、関税法基本通達9の6-1(6)、9の4-1(1)）。
- 5 ○ 先にした修正申告により納付すべき**税額に不足額がある**場合には、当該修正申告について更正があるまでは、当該修正申告に係る課税標準又は納付すべき税額を修正する申告をすることができる（関税法7条の14第1項1号）。

第4問 正解 1, 3, 4

- 1 ○ 水煮し、冷凍した粒状のスイートコーンは、**07.10項の規定**により07.10項に属する。
- 2 × 天日乾燥した後に、11.02項に定める穀粉の形状にしたスイートコーンは、**7類注3(b)の規定**に該当し、07.12項には**属さない**。
- 3 ○ 凍結乾燥した全形のスイートコーンは、**第1部注2の規定**により、07.12項に属する。
- 4 ○ 粒をフレーク状にした乾燥スイートコーンは、7類注3(b)により11.04項に定めるフレーク状に該当するので、その他の**加工穀物**として11.04項に属する。
- 5 × そのままの状態で食するように調理されたスイートコーンの酢漬けは、**07.11項の規定**により07.11項には**属さない**。

第5問 正解 1, 2, 5

クリーンルーム清掃用の綿棒（長さ13cm、直径3mm）で、ポリプロピレン製の柄

（第39類）の一方の端に二層のポリエステル製編物が熱圧着により取り付けされているものを、紡織用繊維の編物の製品として6307.90号に分類した。

本品は**項の規定**に従って決定しており、**通則 1 を適用**する。

また、ポリプロピレン製の柄（第39類）と紡織用繊維（63類）を比較し、重要な特性を与えているのは紡織用繊維と判断しているのは、**通則 3 (b) を適用**している。

さらに、**号の規定**の決定に当たり、通則 3 (b) を準用することとなるので、**通則 6 も適用**している。

したがって、解答は1，2，5となる。

第6問 正解 1，2，3

- 1 ○ 特恵受益国ではないA国において生まれ、かつ、生育した鳥が特恵受益国であるB国において産卵した卵は、**B国の原産品**である（暫定措置法施行規則8条4号）。
- 2 ○ 特恵受益国であるB国の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された魚は、**B国の原産品**である（8条6号）。
- 3 ○ 関税率表第61類から第63類までに該当する衣類が原産品であるか否かを決定するに当たり、衣類の生産に使用された原料又は材料であって同表第50類から第63類までに該当しないものについては、繊維を含むか否かを問わず、**考慮しない**（9条、別表備考5）。
- 4 × 特恵受益国ではないA国において生産されたオレンジジュースであって、特恵受益国であるB国において瓶詰めされたものはB国の原産品とはならない（暫定措置法施行令26条1項2号、施行規則9条ただし書き）。**単なる瓶詰めは実質的変更から除かれる**。
- 5 × 特恵受益国であるB国において、本邦から輸出された材料を使用して生産された物品の原産地認定に当たっては、**暫定措置法施行令別表第2に該当する物品（皮革、履物等）を除き**、当該材料をB国の原材料とみなす（暫定措置法施行令26条2項）。

第7問 正解 1, 2

- 1 ○ オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるため、輸出者、生産者若しくは輸入者自ら作成するオーストラリア協定原産品申告書又は原産地の税関その他の官公署若しくは商業会議所が発給した締約国原産地証明書のいずれかを税関長に提出することができる（関税法施行令61条1項イ2号(1)(2)）。
- 2 ○ 課税価格の総額が20万円以下の貨物については、オーストラリア協定に基づく締約国原産地証明書、オーストラリア協定原産品申告書及び運送要件証明書のいずれも税関長に提出する必要はない（61条1項2号イ、ロ）。
- 3 × オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるためにオーストラリア協定原産品申告書を税関長に提出する場合は、税関長がその提出の必要がないと認めるときを除き、輸入貨物がオーストラリア原産品であることを明らかにする書類を併せて提出しなければならない（61条1項2号イ(2)）。
- 4 × オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるために、税関より、オーストラリア原産品であるとの事前照会に対する文書回答の送付を受けた場合において、オーストラリア協定原産品申告書を税関長に提出しなくてよい旨の規定はない。
- 5 × オーストラリア協定原産品申告書を作成した輸入者は、当該原産品申告書とその作成した日から5年間保存しなければならない（94条1項、施行令83条6項）。

第8問 正解 0185500

当初申告に係る（修正申告前の）関税額

貨物A 99,000円（千円未満切り捨て） $\times 9.6\% = 9,504$ 円

貨物B 1,288,000円（千円未満切り捨て） $\times 13.4\% = 172,592$ 円

$A + B = 9,504$ 円 $+ 172,592$ 円 $= 182,096$ 円

$\rightarrow 182,000$ 円（百円未満切捨て）

修正申告書に記載する（修正申告後の）関税額

貨物A 255,000円（千円未満切り捨て） $\times 10.5\% = 26,775$ 円

貨物B 1,432,000円（千円未満切り捨て） $\times 23.8\% = 340,816$ 円

$A + B = 26,775$ 円 $+ 340,816$ 円 $= 367,591$

$\rightarrow 367,500$ 円（百円未満切捨て）

$367,500$ 円 $- 182,000$ 円 $= 185,500$ 円

第9問 正解 0247800

総保入承認を受けた貨物で、輸入申告がされた後輸入許可前引取承認がされる前に当該貨物に適用される法令の改正があったものについては、輸入許可前引取承認の日の法令を適用する（関税法5条2号）。

本問においては、法令の改正（4/1）より前に輸入許可前引取承認を受けており（3/28）、上記には該当せず、原則通り、輸入申告の日の法令（85.7%又は60.90円/kgのうちいずれか高い税率）を適用する。

(1) $289,000$ 円（千円未満切捨て） $\times 85.7\% = 247,673$ 円

$\rightarrow 247,600$ 円（百円未満切捨て）

(2) $4,070$ kg $\times 60.9$ 円/kg $= 247,863$ 円

$\rightarrow 247,800$ 円（百円未満切捨て）

高いほうの

247,800円が解答となる。

第10問 正解 2068000

- 1 契約価格（C I F 価格）（1， 2 イ， ロ）
870円/リットル×1,300リットル＝1,131,000円を課税価格の計算の基礎とする。
- 2 MがXに無償提供した容器の費用（2ハ， 3）……算入する（832,000円を加算）
100リットルごとに鉄鋼製の容器に収納するので，13,000リットル÷100リットル＝13個の容器が必要となる。
1個64,000円×13個＝832,000円を加算する。
- 3 MがXに提供した容器の運賃（3）……算入する（5,000円を加算）
- 4 Mが支払った海上保険料（4）……算入する（100,000円を加算）
- 5 輸入港到着後の保税蔵置場の保管料（5）……算入しない

以上より，課税価格は次のようになる。

$$1,131,000円 + 832,000円 + 5,000円 + 100,000円 \\ = 2,068,000円$$

第11問 正解 1625000

- 1 同種又は類似の貨物に係る取引価格の適用の優先順位について（2イ，ロ，ハ，ニ）
同種が類似に優先し，同種どうしでは生産者が同一のものが優先する。それでも競合する取引価格が2以上あるときは，それらのうち最小のものが優先する。よって，2のイ，ロ，ハ，ニのうち，イの価格により課税価格を計算する。
4,000円/脚×400脚＝1,600,000円を課税価格の計算の基礎とする。
- 2 Xが支払った保険料（3）……算入する（25,000円を加算）
50,000円を保険会社に支払ったが，貨物について損害がなかったことで25,000円が払い戻され，実際に支払った額は25,000円である。

以上より，課税価格は次のようになる。

$$1,600,000円 + 25,000円 = 1,625,000円$$

第12問 正解 2460000

1 契約価格（C I F 価格）（1，2）

$1,800\text{円}/\text{個} \times 1,000\text{個} = 1,800,000\text{円}$ を課税価格の計算の基礎とする。

2 特許権の使用許諾の一時金（3）……算入する（160,000円を加算）

特許権の使用許諾の一時金800,000円は契約した5,000個に係るものであり、
 $800,000\text{円} \times 1,000\text{個} / 5,000\text{個} = 160,000\text{円}$ を加算する。

3 置時計の特許権使用料（3）……算入しない

特許権使用料はすでに契約価格に含まれており、算入しない。

4 贈答用の特殊な飾り付け（4）……算入する（500,000円を加算）

$500\text{円} \times 1,000\text{個} = 500,000\text{円}$ を加算する。

以上より、課税価格は次のようになる。

$1,800,000\text{円} + 160,000\text{円} + 500,000\text{円} = 2,460,000\text{円}$

【択一式】

第13問 正解 4

- 1 × 輸出の許可を受けた貨物の一部が積載予定船舶に積み込まれないこととなった場合には、「船名・数量等変更申請書」に輸出許可書を添付し、税関長に提出する（関税法基本通達67-1-13）。
- 2 × 保税地域に置かれた外国貨物に関税法40条（貨物の取扱い）の規定により簡単な加工を施したとしても、輸入とはみなされず、外国貨物のままであり、保税地域に置いたまま積戻しを行うことができる（関税法2条3項かつこ書）
- 3 × 貨物の価格が1万円以下のものであっても、輸出する場合には輸出申告が必要である（67条）。
- 4 ○ 特定輸出申告に係る貨物については、保税地域に入れることなく輸出の許可を受けることができる（67条の3第1項）。
- 5 × 仮に陸揚げされた貨物を外国に送り出す場合であっても、外国為替及び外国貿易法48条1項（輸出の許可）の規定により経済産業大臣の許可を受けなければならないものについては、関税法70条（証明又は確認）の規定が適用される。

第14問 正解 2

- 1 × 不当廉売関税が課される貨物については、別表の税率による**関税のほか**、課される（定率法8条1項）。
- 2 ○ 修正申告書が郵便又は信書便により税関長に提出された場合に、その郵便物又は信書便物の通信日付印が明瞭に表示されているときは、**当該通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなされる**（関税法6条の3、国税通則法22条）。
- 3 × 保税工場における保税作業に外国貨物と内国貨物とを使用した場合において、これによってできた製品は**外国貨物とみなされる**ので、これを本邦に引き取るときは**輸入申告を要する**（59条1項）。
- 4 × 特惠関税の適用を受ける貨物を輸入しようとする者が、輸入申告を行う場合、**仕入書の提出は義務ではなく**、税関長が輸入の許可の判断のため必要があると認めた場合に提出を求められることがある（68条）。また、原産地証明書は、輸入申告の際だけではなく、蔵入承認申請の際に提出する場合もある。
- 5 × 課税標準となるべき価格が20万円以下の郵便物を輸入しようとする者が、関税法76条3項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定により当該郵便物を税関長に提示した後に、輸入申告を行うことができない旨の**規定はない**。

第15問 正解 3

- 1 × 生鮮の豚肉を挽いて、他の成分を加えずに羊の腸（ケーシング）に詰めたものは、**生鮮のもので他の成分を加えていないので2類**に属する。
- 2 × 骨を除いた鶏肉を切り刻むことなくソーセージの形に成形し、加熱調理をしても、**ソーセージには該当しない**。ソーセージとは、肉若しくはくず肉（腸及び胃を含む。）を切り刻んだもの若しくはひき肉としたもの又は血を腸、胃、ぼうこう、スキンその他これらに類するケーシング（天然のもの又は人造のもの）に詰めた調製品をいう。
- 3 ○ 全重量に対し**牛肉が20%を超える**ミートボールを加熱調理したものは、**16.02項に属する**（16類注2）。
- 4 × 全重量に対し、豚肉20%、牛肉25%等を詰めた**餃子**は、**詰め物をしたパスタ**であり、**19類**に属する。
- 5 × 全重量に対しすけそうだらのすり身60%等を、羊の腸（ケーシング）に詰めたものは、肉を詰めていないので**ソーセージではなく**、**16.01項に属さない**。

第16問 正解 2

5109.10号の規定は、「羊毛又は繊獣毛の重量が全重量の85%以上のもの」となっている。羊毛と繊獣毛の重量が合計で85%以上であれば、この号に属する。

- 1 該当する 羊毛と繊獣毛の重量の合計が100%となり、該当する。
- 2 該当しない 羊毛と繊獣毛の重量の合計が85%に満たないので該当しない。
- 3 該当する 羊毛と繊獣毛の重量の合計が85%となり、該当する
- 4 該当する 羊毛と繊獣毛の重量の合計が85%となり、該当する。
- 5 該当する 羊毛と繊獣毛の重量の合計が90%となり、該当する。

第17問 正解 0

- 1 × モンゴル協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けようとする者が、モンゴル協定に基づく原産品である旨を記載し、かつ、輸出国の権限ある機関によって認定された輸出者が署名した仕入書による原産地申告を税関長に行うことができる旨の規定はない。
- 2 × モンゴル協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けようとする貨物に係る締約国原産地証明書は、当該貨物の輸入申告の日において、その発給の日から1年以上を経過したものであってはならない（関税法施行令61条5項）。
- 3 × モンゴルから第三国を経由して本邦に向けて運送されたモンゴル協定に基づく原産品とされる貨物については、当該第三国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置以外の取扱いがされなかった場合のほか、**博覧会等への出品のため第三国に輸出された物品の場合にも**、当該協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けることができる（61条1項2号ロ(2)）。
- 4 × モンゴル協定に基づく締約国原産地証明書は、関税法43条の3第1項（外国貨物を置くことの承認）の申請を行う場合には、その際に**提出を要する**（61条3項）。
- 5 × 税関長の承認を受けて輸入の許可前に引き取ろうとする貨物に係るモンゴル協定に基づく締約国原産地証明書は、**その申告又は審査後相当と認められる期間内に提出しなければならない**（61条4項）。

第51回（2017年）

通関書類の作成要領その他通関手続の実務

問 題

【選択式・計算式】 —— 第1問5点 第2問15点 ——

第1問 輸出申告

別紙1の仕入書及び下記事項により、輸出統計品目表第30類に属する医薬品の輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う場合について、別紙2の輸出申告事項登録画面の統計品目番号欄（(a)～(e)）に入力すべき統計品目番号を、別冊の「輸出統計品目表」（抜すい）を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

記

- 1 統計品目番号が同一であるものがある場合は、これらを一欄にまとめる。
- 2 統計品目番号が異なるものであっても、それぞれの申告価格が20万円以下である場合には、これらを一括して一欄にまとめる。
 なお、この場合に入力すべき統計品目番号は、これらの品目のうち申告価格が最も大きいものの統計品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 3 輸出申告事項登録は、申告価格（上記1によりまとめられたものについては、その合計額）の大きいものから順に入力するものとし、上記2により一括して一欄にまとめたものについては、最後の欄に入力するものとする。
- 4 別紙1の仕入書に記載されているそれぞれの医薬品に含まれる医薬品の有効成分は、当該仕入書に記載された物質（ペニシリン、ストレプトマイシン、エフェドリン、プソイドエフェドリン又はインスリン）のみとする。
- 5 別紙1の仕入書に記載されているそれぞれの品目の価格には、次の額が含まれている。
 - イ 売手の工場から輸出港までの運賃……………4%
 - ロ 輸出港における貨物の船積みに要する費用……………5%
 - ハ 目的地（輸入港）までの海上運賃及び保険料……………15%
 - ニ 輸入港における貨物の船卸しに要する費用……………5%
- 6 別紙1の仕入書に記載されている米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 7 申告年月日は、平成29年10月1日とする。

① 3003100004	② 300310000X	③ 3003200001
④ 3003310004	⑤ 3003390003	⑥ 3003410001
⑦ 300341000X	⑧ 3003420000	⑨ 3003490000
⑩ 3004100002	⑪ 3004200006	⑫ 3004310002
⑬ 300431000X	⑭ 3004410006	⑮ 3004420005

別紙 1

INVOICE

Seller

ABC COMPANY
1-1, kasumigaseki 3-chome,
Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN

Invoice No. and Date

ABC-170557 Sep.11th, 2017

Reference No. FRB-171119

Buyer XYZ Corp. 161st Street and River Avenue, Bronx, New York 10451		Country of Origin Japan		
		L/C No. NYIB-0831	Date Aug. 31st, 2017	
Vessel Taiyo Maru	On or about Oct. 6th, 2017	Issuing Bank New York International Bank		
From Tokyo, Japan	Via			
To New York, U.S.A.				
Marks and Nos. XYZ NEW YORK MADE IN JAPAN	Description of Goods	Quantity	Unit Price	Amount
		Unit	per Unit	DAT US\$
	Medicaments containing penicillins and streptomycins, in bulk form	100	50.00	5,000.00
	Medicaments containing ephedrine dissolved in water, put up in ampoules	130	125.00	16,250.00
	Medicaments containing ephedrine and sweetening agent, in bulk form	30	65.00	1,950.00
	Medicaments containing penicillins and streptomycins, put up in measured doses	300	35.00	10,500.00
	Medicaments containing streptomycins, in packings for retail sale	180	25.00	4,500.00
	Medicaments containing pseudoephedrine and its salts, put up in capsules	200	135.00	27,000.00
	Insulin dissolved in water, put up in ampoules	30	28.00	840.00
Total : DAT NEW YORK				US\$ 66,040.00
Total : 50 Cartons				
N/W : 140 kgs				
G/W : 200 kgs				
ABC COMPANY				
<u>(Signature)</u>				

別紙 2

輸出申告事項登録（大額）		入力特定番号	
☐ 共通部 ☐ 繰返部			
		申告等番号	
大額・少額識別	☐ L	申告等種別	☐ E
申告先種別	☐	貨物識別	☐
あて先官署	☐	あて先部門	☐
		申告予定年月日	
輸出者	ABC COMPANY		
住所	TOKYO TO CHIYODA KU KASUMIGASEKI 3-1-1		
電話			
申告予定者			
蔵置場所			
貨物個数	50	CT	貨物重量 200 KGM
貨物容積			
貨物の記号等			
最終仕向地	USNYC —	船（機）籍符号	
積出港	JPTYO	貿易形態別符号	
積載予定船舶	— TAIYO MARU	出港予定年月日	20171006
インボイス番号	A — ABC-170557 — 20170911		
インボイス価格	DAT — USD — 66,040.00 — A		

輸出申告事項登録（大額）		入力特定番号
共通部	繰返部	
< 1 欄 > 統計品目番号 (a) 品名		
数量 (1)		数量 (2)
BPR按分係数		BPR通貨コード
他法令 (1)	(2)	(3) (4) (5)
輸出貿易管理令別表コード	外為法第48条コード	関税減免戻税コード
内国消費税免税コード		内国消費税免税識別
< 2 欄 > 統計品目番号 (b) 品名		
数量 (1)		数量 (2)
BPR按分係数		BPR通貨コード
他法令 (1)	(2)	(3) (4) (5)
輸出貿易管理令別表コード	外為法第48条コード	関税減免戻税コード
内国消費税免税コード		内国消費税免税識別
< 3 欄 > 統計品目番号 (c) 品名		
数量 (1)		数量 (2)
BPR按分係数		BPR通貨コード
他法令 (1)	(2)	(3) (4) (5)
輸出貿易管理令別表コード	外為法第48条コード	関税減免戻税コード
内国消費税免税コード		内国消費税免税識別
< 4 欄 > 統計品目番号 (d) 品名		
数量 (1)		数量 (2)
BPR按分係数		BPR通貨コード
他法令 (1)	(2)	(3) (4) (5)
輸出貿易管理令別表コード	外為法第48条コード	関税減免戻税コード
内国消費税免税コード		内国消費税免税識別
< 5 欄 > 統計品目番号 (e) 品名		
数量 (1)		数量 (2)
BPR按分係数		BPR通貨コード
他法令 (1)	(2)	(3) (4) (5)
輸出貿易管理令別表コード	外為法第48条コード	関税減免戻税コード
内国消費税免税コード		内国消費税免税識別

別紙 3

実勢外国為替相場の週間平均値
（1米ドルに対する円相場）

期 間	週間平均値
平成29. 9. 3 ～ 平成29. 9. 9	¥108.00
平成29. 9. 10 ～ 平成29. 9. 16	¥111.00
平成29. 9. 17 ～ 平成29. 9. 23	¥110.00
平成29. 9. 24 ～ 平成29. 9. 30	¥109.00
平成29. 10. 1 ～ 平成29. 10. 7	¥112.00

第2問 輸入（納税）申告

別紙1の仕入書及び下記事項により、タイ王国から水産物等を輸入する場合の輸入（納税）申告を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う場合について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 別紙2の輸入申告事項登録画面の品目番号欄（(a)～(e)）に入力すべき品目の番号を別冊の実行関税率表（抜すい）及びEPAタリフデータ（抜すい）を参照し、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。
- (2) 別紙2の輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄（(f)～(j)）に入力すべき申告価格（関税率法第4条から第4条の9まで（課税価格の計算方法）の規定により計算される課税価格に相当する価格）の額をマークしなさい。

記

- 1 品目番号が同一であるものがある場合は、これらを一欄にまとめる。
- 2 品目番号が異なるものであっても、輸入割当ての対象物品以外のものについては、それぞれの申告価格が20万円以下である場合には、これらを関税が有税である品目と無税である品目に分けて、それらを一括して一欄にまとめる。
 なお、この場合に入力すべき品目番号は、次のとおりとする。
 - (1) 有税である品目については、一欄にまとめた品目のうち関税率が最も高いものの品目番号とし、10桁目は「X」とする。
 - (2) 無税である品目については、一欄にまとめた品目のうち申告価格が最も大きいものの品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 3 品目番号（(a)～(e)）には、申告価格（上記1及び2によりまとめたものについては、その合計額）の大きいものから順に入力するものとする。
- 4 一欄に一品目のみを入力することとなる場合であって、当該一品目の申告価格が20万円以下であるときは、その品目番号の10桁目は「E」とする。
- 5 課税価格の右欄（(f)～(j)）には、別紙1の仕入書に記載された価格に、下記10の費用が申告価格に算入すべきものである場合にはその額を加算した額（本邦通貨に換算した後の額）を入力することとする。
 なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 6 米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 7 別紙1の仕入書に記載された「Frozen Shrimp (peeled, battered and breaded)」はえびが、「Frozen Boiled Squid」はいかが、それぞれ最大重量を

占めており、その含有量が全重量の20%を超えるものであり、米を含まず、気密容器入りではない。なお、「Frozen Boiled Squid」は十分な加熱による調理が行われているものである。

- 8 別紙1の仕入書に記載された水産物等については、材料はすべてタイ王国で生産されたものであり、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の規定に基づき当該協定の締約国の原産品とされるEPA税率適用に必要な書類はすべて具備されているものとする。
- 9 別紙1の仕入書に記載された水産物等のうち、輸入割当品目に該当するものは、主務官庁による輸入割当証明書を取得しているものとする。
- 10 別紙1の仕入書に記載された「Frozen Shrimp (peeled, battered and breaded)」について、輸入者（買手）は、現地の検査機関に検査を依頼し、当該検査に係る費用として、US\$ 1,500を負担した。当該検査は、当該貨物が本邦で販売するための品質規格に合致していることを確認する目的であり、輸入者が自己のために行う検査である。
- 11 申告年月日は、平成29年10月2日とする。

① 020714210X	② 0302450002	③ 0303550004
④ 0305541003	⑤ 030743090X	⑥ 0307510000
⑦ 0307520006	⑧ 0307592003	⑨ 1605210213
⑩ 1605210294	⑪ 1605290293	⑫ 1605549993
⑬ 160554999X	⑭ 4819100005	⑮ 481910000E

別紙 1

INVOICE

Seller

DEF COMPANY
32-20, Yan Nawa, Sathorn, Bangkok
10120, Thailand

Invoice No. and Date

XYZ-0902 Sep. 10th, 2017

Reference No. ABC-002

Buyer ABC Trading Co., Ltd. HIGASHI 2-3, CHUO-KU, TOKYO, JAPAN		Country of Origin Thailand		
		L/C No.	Date	
Vessel Nihon Maru	On or about Sep. 11th, 2017	Issuing Bank		
From Bangkok, Thailand	Via			
To Tokyo, Japan				
		Payment Terms: T/T		
Marks and Nos.	Description of Goods	Quantity kgs	Unit Price per kgs	Amount CIF US\$
ABC TOKYO (PRODUCT OF THAILAND) ORIGIN: THAILAND	Frozen Poultry Meat (Legs with Bone in, Not prepared) (<i>Gallus domesticus</i>)	600	2.50	1,500.00
	Frozen Shrimp (peeled, battered and breaded) "EBI-FRY" (Not in Airtight Container, Not Containing Rice)	7,800	4.50	35,100.00
	Frozen Octopus (Not prepared) (<i>Octopus spp.</i>)	3,600	5.00	18,000.00
	Frozen Boiled Squid (Not in Airtight Container, Not Containing Rice) (<i>Loligo spp.</i>)	300	3.00	900.00
	Empty Carton Box (Corrugated Paper or Paperboard)	270	1.00	270.00
	Frozen Jack & Horse Mackerel (MA-AJI, Whole, Not prepared) (<i>Trachurus spp.</i>)	1,850	2.80	5,180.00
Total : CIF TOKYO				US\$ 60,950.00
Total :	870 CTNS			
N/W :	14,420 kgs			
G/W :	15,000 kgs			
		DEF COMPANY		
		(Signature)		

別紙 2

輸入申告事項登録（輸入申告）									
共通部		繰返部							
大額／少額	L	申告等種別	C	申告先種別		貨物識別		識別符号	
申告番号									
あて先官署		あて先部門		申告等予定年月日					
輸入者	ABC TRADING CO., LTD.								
住所	TOKYO TO CHUO KU HIGASHI 2-3								
電話									
蔵置場所		一括申告		申告等予定者					
B/L番号									
1					2				
3					4				
5									
貨物個数	870	CT	貨物重量(グロス)	15000	KGM				
貨物の記号等									
積載船(機)	NIHON MARU				入港年月日				
船(取)卸港	JPTYO	積出地	THBKK		貿易形態別符号		コンテナ本数		
仕入書識別		電子仕入書受付番号			仕入書番号	XYZ-0902			
仕入書価格	A	CIF							

輸入申告事項登録（輸入申告）

共通部 繰返部

<01欄> 品目番号 (a) 品名 原産地 TH 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (f) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<02欄> 品目番号 (b) 品名 原産地 TH 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (g) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<03欄> 品目番号 (c) 品名 原産地 TH 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (h) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<04欄> 品目番号 (d) 品名 原産地 TH 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (i) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<05欄> 品目番号 (e) 品名 原産地 TH 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (j) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

別紙 3

実勢外国為替相場の週間平均値
(1米ドルに対する円相場)

期 間	週間平均値
平成29. 9. 3 ～ 平成29. 9. 9	¥108.00
平成29. 9.10 ～ 平成29. 9.16	¥111.00
平成29. 9.17 ～ 平成29. 9.23	¥110.00
平成29. 9.24 ～ 平成29. 9.30	¥109.00
平成29.10. 1 ～ 平成29.10. 7	¥112.00

【選 択 式】 —— 各問題 2 点 ——

第3問 次の記述は、関税の確定及び納付に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 輸入の許可後にされた更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額については、納税義務者が当該更正通知書の送達を受けた日から1月以内に納付しなければならない。
- 2 外国貿易船に積まれている外国貨物であって船用品でないものが輸入される前に本邦で消費された場合において、当該外国貨物に関税を課する際の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該外国貨物の消費の時の現況による。
- 3 納税申告に係る貨物の輸入の許可前にする修正申告については、先の納税申告に係る書面に記載した貨物に係る輸入（納税）申告書に記載した課税標準又は納付すべき税額を補正することにより行うことはできない。
- 4 関税法の規定により関税の担保を提供しようとする者は、自己の所有する土地又は建物を当該担保として提供することができる。
- 5 未納に係る関税額に対し延滞税を課される場合において、やむを得ない理由により税額に誤りがあったため法定納期限後に未納に係る関税額が確定し、かつ、その事情につき税関長の確認があったときは、その税額に係る延滞税については、当該法定期限の翌日から当該関税につき修正申告をした日までの日数に対応する部分の金額が免除される。

第4問 次に掲げるもののうち、関税法第12条の2第3項（過少申告加算税）に規定する正当な理由に該当するものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 納税申告に関して必要な輸入貨物に係る適用税番について、輸入者から十分な資料の提出があつたにもかかわらず税関職員が輸入者に対して誤った教示を行い、その教示に従っていたもので、輸入者がその教示を信じたことについて、やむを得ないと認められる事情があるもの
- 2 納税申告に係る貨物と同一種の貨物について、過去に税関が輸入通関の際に現物検査を行い、同じ適用税番で通関を認めた事実が確認できるもの
- 3 物資所管官庁が分析結果に信頼があると認める輸出国の公的機関によって作成された証明書に基づいて、輸入者が納税申告をしたと認められるもの
- 4 関税率表が改正されたことにより、適用税番が変更されたにもかかわらず、当該改正前の税番に基づき、輸入者が納税申告をしたと認められるもの
- 5 輸入者に課税標準の確定に日時を要する事情があり、関税法第73条第1項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られた貨物であつて、当該貨物の輸入の許可前に輸入者からの申し出に基づき課税標準を確定したもの

第5問 次の記述は、関税率表の所属の決定に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。以下の関税率表及び類注の抜すいの規定を参考にし、正しいものをすべて選び、その番号をマークしなさい。

これらの物品はいずれも、問題文に記載された以外の処理はされていないものとする。

- 1 砂糖水に漬けたしょうがの断片は、野菜の調製品として第20.05項に属する。
- 2 含有物の乾燥重量が全重量の10%のトマトジュースは、野菜のジュースとして第20.09項に属する。
- 3 食酢により調製した冷凍トマトは、冷凍した野菜の調製品として第20.04項に属する。
- 4 アルコール分が全容量の0.5%のレモンジュースは、果実のジュースとして第20.09項に属する。
- 5 煎った落花生をすりつぶしてペースト状にしたものは、植物の調製品として第20.08項に属する。

関税率表 第20類注（抜すい）

- 4 トマトジュースで含有物の乾燥重量が全重量の7%以上のものは、第20.02項に属する。
- 5 第20.07項において「加熱調理をして得られたもの」とは、水分を減らすことにより又はその他の手段により粘性を増すために、大気圧における又は減圧下での熱処理により得られたものをいう。
- 6 第20.09項において「発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないもの」とは、アルコール分（第22類の注2参照）が全容量の0.5%以下のものをいう。

関税率表 第22類注（抜すい）

- 2 第20類からこの類までにおいてアルコール分は、温度20度におけるアルコールの容量分による。

関税率表（抜粋）

第09.10項	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料
第20.01項	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分
第20.02項	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）
第20.04項	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）
第20.05項	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。）
第20.06項	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）
第20.07項	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）
第20.08項	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）
第20.09項	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）
第22.06項	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）

第6問 次の記述は、関税法第7条第3項の規定に基づく関税率表の適用上の所属に係る教示を求める照会（以下「事前照会」という。）に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 事前照会を行う者の利害関係者が、照会に係る貨物について、関税率表適用上の所属区分に係る不服申立て中であっても、輸入を継続する予定がある場合には、照会を行うことができる。
- 2 事前照会は、原則として、インターネットによる電子メールを利用して行うことはできない。
- 3 事前照会についての文書による回答に対して、照会者が再検討を希望する場合には、当該照会者が、回答の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に意見の申出を行うことができる。
- 4 事前照会について、照会に係る貨物の内容及び回答の内容は、原則として公開することとされているが、一定の要件に該当する場合で、照会者から一定期間内につき公開しないことを求める申出があったものについては、当該申出に係る期間後に公開することとされている。
- 5 事前照会についての文書による回答のうち、その交付又は送達の日（再交付し、又は再送達したものにあつては、その当初の回答書の発出日）から3年を経過したものは、輸入申告書の審査上、尊重されない。

第7問 次の記述は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「オーストラリア協定」という。）における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるための手続に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるために税関長に提出するオーストラリア協定原産品申告書は、輸入貨物に係る輸入者のみが作成することができる。
- 2 課税価格の総額が20万円以下の貨物については、オーストラリア協定に基づく締約国原産地証明書、オーストラリア協定原産品申告書及び運送要件証明書のいずれも税関長に提出する必要はない。
- 3 オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるためにオーストラリア協定原産品申告書を税関長に提出する場合は、税関長がその提出の必要がないと認めるときを除き、輸入貨物がオーストラリア原産品であることを明らかにする書類を併せて提出しなければならない。
- 4 オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるため、税関からオーストラリア原産品であるとの事前照会に対する文書回答の交付を受けた場合には、オーストラリア協定原産品申告書を税関長に提出する必要はない。
- 5 オーストラリア協定原産品申告書を作成した輸入者は、当該原産品申告書を輸入申告に際して税関に提出した場合であっても、その輸入の許可の日の翌日から5年間保存しなければならない。

【計 算 式】 —— 各問題 2 点 ——

第 8 問 外国貨物について輸入（納税）申告し許可を受けたが、当該許可後において下表のとおり課税標準額及び適用税率に誤りがあることが判明し、関税法第 7 条の 15 の規定に基づき更正の請求を行う場合に、関税更正請求書に記載すべき当該更正の請求により減少する関税の額を計算し、その額をマークしなさい。

	課税標準額	税率
更正の請求前（輸入（納税）申告時）	3,617,252円	5.4%
更正の請求時	2,762,188円	3.7%

第 9 問 課税価格が2,134,980円、正味の数量が1,296㎡の毛織物（米国を原産品とするもの）を輸入する場合に、この毛織物に適用されるべき関税率を下表から選んで納付すべき関税の額を計算し、その額をマークしなさい。

基本税率	9.6%又は160円／㎡のうちいずれか高い税率
協定税率	7.9%又は130円／㎡のうちいずれか高い税率
特惠税率	6.32%又は104円／㎡のうちいずれか高い税率

第10問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者M（買手）は、自動車部品を輸入するため、A国の輸出者であり、当該自動車部品の製造者であるX（売手）との間で、当該自動車部品に係る売買契約をXの子会社Y（本邦所在）を介して締結した。
- 2 当該売買契約には、次の事項が規定されている。
 - イ 単価（F O B 価格）……………150円／個
 - ロ 契約数量……………34, 000個
 - ハ 売買価格の1. 1%にあたる手数料をMがYに支払う旨
 - ニ 当該自動車部品の生産のために使用される金型は、MがA国に所在するZから購入し、Xに無償で提供する旨
 - ホ Xは、当該自動車部品を契約数量分生産した後に、生産に使用した金型を廃棄する旨
- 3 Mは、当該売買契約に基づき、自動車部品34, 000個のうち、4, 000個をB国の販売支店に送り、残りの30, 000個を本邦に輸入する。
- 4 Mは、当該自動車部品の生産に使用された金型のXへの無償提供及び当該自動車部品の運送に関連して、次に掲げる額の費用を他の費用とは別に負担した。
 - イ 当該自動車部品の生産に使用された金型の代金……………68, 000円
 - ロ 当該金型をXへ提供するために要した運賃……………10, 200円
 - ハ 当該自動車部品4, 000個をB国の輸入港まで運送するために要した運賃
……………27, 000円
 - ニ 当該自動車部品30, 000個を本邦の輸入港まで運送するために要した運賃
……………85, 000円
- 5 M、X及びZとの間には、それぞれ特殊関係はない。

第11問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者M（買手）は、A国所在の音楽家Xの作詞・作曲した音楽を記録したCDを輸入するため、A国所在の輸出者であり、Xの所属する音楽プロデュース会社Y（売手）との間で、当該音楽CDに係る売買契約を締結した。
- 2 Yは、Xとのライセンス契約に基づき、Xの音楽をA国において複製し、全世界で販売する権利を付与されている。
- 3 MとYとの間の売買契約には、次の事項が規定されている。
 - イ 単価（FOB価格）……………2,000円／枚
 - ロ 音楽CDの単価の内訳
 - (イ) 音楽CDに記録されている音自体の価格……………1,300円／枚
 - (ロ) CD本体（キャリアメディア）の価格……………100円／枚
 - (ハ) CDへの音楽の記録費用……………500円／枚
 - (ニ) CDの梱包費用……………100円／枚
 - ハ 契約数量……………3,000枚
 - ニ Mが音楽CDを本邦において販売するために、当該音楽CDの貨物代金とは別に、音楽CD 1枚当たり500円のロイヤルティをYに支払う旨
- 4 Mは、当該音楽CDを航空機により本邦の輸入港まで運送し、そのための運賃及び保険料として、105,000円を支払った。
- 5 MとYとの間には、特殊関係はない。

第12問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者M（買手）は、かご細工を輸入するため、A国の輸出者X（売手）との間で当該かご細工に係る売買契約を締結し、1個500円（FOB価格）で10,000個を購入する。
- 2 Mは、Xからの依頼により、第三者Yに対するXの債務である350,000円をXに代わってYに支払ったことから、Mが輸入するかご細工の仕入書価格は、当該350,000円が差し引かれた価格である。
- 3 Mは、上記支払いとは別に、次の費用を負担している。
 - イ 輸出港から輸入港までの運賃……………85,000円
 - ロ 輸入許可後のMの倉庫までの国内運賃……………20,000円
 - ハ 輸出港から輸入港までの保険料……………15,000円
 - ニ 輸入港での検疫費用……………23,000円
- 4 M、X及びYとの間には、それぞれ特殊関係はない。

【択一式】 —— 各問題1点 ——

第13問 次の記述は、輸出通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 関税法第67条の3第1項（輸出申告の特例）の規定の適用を受ける特定輸出者が行う輸出申告については、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該輸出申告を行うことができない場合として財務省令で定める場合を除き、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。
- 2 特定輸出者は、その申告に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物を外国貿易船に積み込もうとする開港の所在地を所轄する税関長に対して輸出申告を行わなければならない。
- 3 関税関係法令以外の法令の規定により、輸出に関して許可を必要とする貨物については、積戻し申告（仮に陸揚げされた貨物に係るものを除く。）の際、当該許可を受けている旨を税関に証明する必要はない。
- 4 輸出申告書に記載すべき貨物の価格は、無償で輸出される貨物にあっては、その記載を省略することができる。
- 5 輸出申告の撤回については、その申告に係る輸出の許可後であっても行うことができる。

第14問 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとする場合は、輸入（納税）申告をしなければならない。
- 2 課税標準となる価格の合計が30万円以下の輸入貨物については、関税定率法第3条の3（少額輸入貨物に対する簡易税率）の規定により、簡易税率を適用して輸入（納税）申告をすることができる。
- 3 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品について、その譲許の便益の適用を受けて当該物品を輸入しようとする場合における輸入（納税）申告は、当該一定の数量の範囲内において政府が行う割当てに係る関税割当証明書の交付を受けた者の名をもってしなければならない。
- 4 本邦の船舶により外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物のみを原料として当該船舶内で製造された製品を本邦に引き取ろうとする場合は、輸入の許可を受けなければならない。
- 5 課税価格が20万円を超える郵便物を輸入しようとする者は、当該郵便物が寄贈物品である場合であっても、輸入（納税）申告をしなければならない。

第15問 次に掲げる物品のうち、関税率表第96.20項に属するものはどれか。以下の関税率表及び類注の抜すいの規定を参考にし、一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、同項に属するものがない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 銃に取り付けて地面に置いて使用する鉄製二脚の銃架
- 2 スマートフォンに取り付け自画像を撮影するためのアルミニウム製一脚の自撮り棒
- 3 絵を描くときに床に置いてキャンバスを支える木製三脚の画架（イーゼル）
- 4 マイクロホン用のステンレス製一脚のスタンド
- 5 ドラム（楽器の一種）に取り付け床に置いて使用するカーボン製三脚のスタンド

関税率表 第94類注（抜すい）

- 2 第94.01項から第94.03項までの物品（部分品を除く。）は、床又は地面に置いて使用するように設計したものである場合にのみ、当該各項に属する。

関税率表 第96類注（抜すい）

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (h) 楽器並びにその部分品及び附属品（第92類参照）
 - (i) 第93類の物品（武器及びその部分品）
 - (k) 第94類の物品（例えば、家具及びランプその他の照明器具）

関税率表 （抜すい）

第85.18項	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置
第92.09項	楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び附属品（例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール）、メトロノーム、音さ並びに調子笛
第93.05項	第93.01項から第93.04項までの物品の部分品及び附属品
第94.03項	その他の家具及びその部分品
第96.20項	一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品

第16問 次に掲げる物品のうち、関税率表第16類に属さないものはどれか。以下の関税率表及び類注の抜すいの規定を参考にし、一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、すべてが同類に属する場合には、「0」をマークしなさい。

ただし、以下に示した割合は、最終製品に占める全重量に対する重量割合を示す。

- 1 ひいた家さんの肝臓（80％）、脂肪（10％）、でん粉（5％）及び調味料（5％）を混合し、羊の腸（ケーシング）に詰めたソーセージ
- 2 生鮮の豚肉（50％）をパン粉（30％）で覆い、油（20％）で揚げて製造されたトンカツ
- 3 えび（60％）をパスタ（小麦粉をもととした皮）（40％）で覆い包み、加熱調理した後、冷凍した餃子
- 4 それぞれ加熱調理したえび（30％）、ブロッコリー（30％）、いんげん豆（20％）に、調味料（20％）を加えて混合した後、冷凍したサラダ
- 5 白身魚（60％）、でん粉（30％）、調味料（10％）を混合し、すりつぶしたもののからなるすり身を管状に成形し焼成したちくわ

関税率表 第16類注（抜すい）

- 2 ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20％を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第19.02項の詰物をした物品及び第21.03項又は第21.04項の調製品については、適用しない。

関税率表（抜すい）

第16.01項	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品
第19.02項	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）
第21.03項	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード
第21.04項	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品

第17問 次の記述は、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（以下「スイス協定」という。）における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるための手続に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 スイス協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けようとする者は、スイス連邦の権限ある機関によって認定された輸出者が作成したスイス協定に基づく原産品である旨の記載のある仕入書等の商業文書によって当該税率の適用を受けることができる。
- 2 税関長の承認を受けて輸入の許可前に引き取ろうとする貨物に係るスイス協定に基づく締約国原産地証明書については、当該承認に係る申請書の提出に併せて提出しなければならない。
- 3 スイス協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けようとする貨物に係る締約国原産地証明書及び原産地申告がなされた商業文書は、当該貨物の輸入申告の日において、その発給又は作成の日から6月以上を経過したものであってはならない。
- 4 スイス連邦から第三国を経由して本邦へ向けて運送されたスイス協定に基づく原産品とされる貨物については、当該第三国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置以外の取扱いがされなかった場合にのみ、当該協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けることができる。
- 5 スイス協定に基づく原産品とされる郵便物の輸入については、当該協定に基づく締約国原産地証明書を提出することなく、当該協定における関税の便益を受けることができる。

第51回（2017年）

通関書類の作成要領その他通関手続の実務

問 題（別冊）

第1問 輸出申告

輸出統計品目表（抜すい）

第30類 医療用品

Chapter 30 Pharmaceutical products

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C S 用	品 名	単位 UNIT		DESCRIPTION	参 考
				I	II		
30.03			医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にせず、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）			Medicaments (excluding goods of heading 30.02, 30.05 or 30.06) consisting of two or more constituents which have been mixed together for therapeutic or prophylactic uses, not put up in measured doses or in forms or packings for retail sale:	
3003.10	000	4	－ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	KG (II.)		－Containing penicillins or derivatives thereof, with a penicillanic acid structure, or streptomycins or their derivatives	貿1-13の2
3003.20	000	1	－その他のもの（抗生物質を含有するものに限る。）	KG (II.)		－Other, containing antibiotics	〃
			－その他のもの（第29.37項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。）			－Other, containing hormones or other products of heading 29.37:	
3003.31	000	4	－インスリンを含有するもの	KG (II.)		－Containing insulin	
3003.39	000	3	－その他のもの	KG (II.)		－Other	
			－その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）			－Other, containing alkaloids or derivatives thereof:	
3003.41	000	1	－エフェドリン又はその塩を含有するもの	KG (II.)		－Containing ephedrine or its salts	麻
3003.42	000	0	－プソイドエフェドリン（INN）又はその塩を含有するもの	KG (II.)		－Containing pseudoephedrine (INN) or its salts	〃
3003.43	000	6	－ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの	KG (II.)		－Containing norephedrine or its salts	〃
3003.49	000	0	－その他のもの	KG (II.)		－Other	〃
3003.60	000	3	－その他のもの（この類の号注2の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。）	KG (II.)		－Other, containing antimalarial active principles described in Subheading Note 2 to this Chapter	貿Ⅱ－19、 覚、麻
3003.90	000	1	－その他のもの	KG (II.)		－Other	〃
30.04			医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）			Medicaments (excluding goods of heading 30.02, 30.05 or 30.06) consisting of mixed or unmixed products for therapeutic or prophylactic uses, put up in measured doses (including those in the form of transdermal administration systems) or in forms or packings for retail sale:	
3004.10	000	2	－ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	KG (II.)		－Containing penicillins or derivatives thereof, with a penicillanic acid structure, or streptomycins or their derivatives	貿1-13の2
3004.20	000	6	－その他のもの（抗生物質を含有するものに限る。）	KG (II.)		－Other, containing antibiotics	貿1-13の2
			－その他のもの（第29.37項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。）			－Other, containing hormones or other products of heading 29.37:	
3004.31	000	2	－インスリンを含有するもの	KG (II.)		－Containing insulin	
3004.32	000	1	－コルチコステロイドホルモン又はその誘導体若しくは構造類似物を含有するもの	KG (II.)		－Containing corticosteroid hormones, their derivatives or structural analogues	
3004.39	000	1	－その他のもの	KG (II.)		－Other	

番号 NO	細分 番号 sub. no	N A C C 用	品 名	単位 UNIT		DESCRIPTION	参 考
				I	II		
3004.41	000	6	－その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含むものに限る。） －エフェドリン又はその塩を含むもの		KG (II.)	－Other, containing alkaloids or derivatives thereof. －Containing ephedrine or its salts	麻
3004.42	000	5	－プソイドエフェドリン（INN）又はその塩を含むもの		KG (II.)	－Containing pseudoephedrine (INN) or its salts	〃
3004.43	000	4	－ノルエフェドリン又はその塩を含むもの		KG (II.)	－Containing norephedrine or its salts	〃
3004.49	000	5	－その他のもの		KG (II.)	－Other	〃
3004.50	000	4	－その他のもの（第29.36項のビタミンその他の物質を含むものに限る。）		KG (II.)	－Other, containing vitamins or other products of heading 29.36	
3004.60	000	1	－その他のもの（この類の号注2の抗マラリア有効成分を含むものに限る。）		KG (II.)	－Other, containing antimalarial active principles described in Subheading Note 2 to this Chapter	賢1-13、II-19、 覚、麻
3004.90			－その他のもの			－Other:	
	100	1	－胃腸薬		KG (II.)	－Remedy for gastro-enteropathy	
	900	3	－その他のもの		KG (II.)	－Other	〃

第2問 輸入（納税）申告

実行関税率表（抜すい）

第2類 肉及び食用のくず肉

Chapter 2 Meat and edible meat offal

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
02.07			肉及び食用のくず肉で、第01.05項 の家きんのもの（生鮮のもの及び冷 蔵し又は冷凍したものに限る。）						Meat and edible offal, of the poultry of heading 01.05, fresh, chilled or frozen:
			鶏（ガルス・ドメスティクス） のもの						Of fowls of the species <i>Gallus domesticus</i> :
0207.11	000	2	分割してないもの（生鮮のもの 及び冷蔵したものに限る。）	14%	11.9%	*無税 Free		KG	Not cut in pieces, fresh or chilled
0207.12	000	1	分割してないもの（冷凍したも のに限る。）	14%	11.9%	*無税 Free		KG	Not cut in pieces, frozen
0207.13			分割したもの及びくずのもの（生 鮮のもの及び冷蔵したものに限 る。）						Cuts and offal, fresh or chilled:
	100	2	1 骨付きのもの	20%	8.5%	*無税 Free		KG	1 Legs with bone in
	200	4	2 その他のもの	12%	11.9%	*無税 Free		KG	2 Other
0207.14			分割したもの及びくずのもの（冷 凍したものに限る。）						Cuts and offal, frozen:
	100	1	1 肝臓	10%	3%	無税 Free		KG	1 Livers
			2 その他のもの						2 Other:
	210	6	(1) 骨付きのもの	20%	8.5%	*無税 Free		KG	(1) Legs with bone in
	220	2	(2) その他のもの	12%	11.9%	*無税 Free		KG	(2) Other

(注) 02.07 家畜伝染病予防法
食品衛生法(Note) 02.07 Domestic Animal Infectious Disease Control Law
Food Sanitation Law

第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

Chapter 3 Fish and crustaceans, molluscs and other aquatic invertebrates

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Preferential	暫 定 Temporary		
03.02			魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに 限るものとし、第03.04項の魚のフィ レその他の魚肉を除く。）						Fish, fresh or chilled, excluding fish fillets and other fish meat of heading 03.04:
			にしん（クルベア・ハレングス及 びクルベア・パラスイ）、かたく ちいわし（エングラウリス属の もの）、いわし（スプラトゥス・ス プラトゥス、サルディナ・ビルカル ドゥス及びサルディノブス属又は サルディネルラ属のもの）、さば（ス コムベル・スコムブルス、スコム ベル・アウストララシクス及びス コムベル・ヤボニクス）、ぐるくま （ラストレルリゲル属のもの）、さ わら（スコムベロモルス属のもの）、 まあじ（トラクルス属のもの）、ぎ んがめあじ（カラングス属のもの）、 すぎ（ラキケントロン・カナドゥ ム）、まながつお（ハムブス属の もの）、さんま（コロラビス・サイラ）、 むろあじ（デカプテルス属のもの）、 からふとししやも（マルロトゥス・ ヴィルロス）、めかじき（クスイ フィアス・グラディウス）、すま（エ ウティヌス・アフィニス）、はがつ お（サルダ属のもの）及びかじき （まかじき科のもの）（第0302.91 号から第0302.99号までの食用の 魚のくず肉を除く。）						Herrings (<i>Clupea harengus</i> , <i>Clupea pallasii</i>), anchovies (<i>Engraulis</i> spp.), sardines (<i>Sardina pilchardus</i> , <i>Sardinops</i> spp.), sardinella (<i>Sardinella</i> spp.), brisling or sprats (<i>Sprattus sprattus</i>), mackerel (<i>Scomber scombrus</i> , <i>Scomber australasicus</i> , <i>Scomber japonicus</i>), Indian mackerels (<i>Rastrelliger</i> spp.), seerfishes (<i>Scomberomorus</i> spp.), jack and horse mackerel (<i>Trachurus</i> spp.), jacks, crevalles (<i>Caranx</i> spp.), cobia (<i>Rachycentron canadum</i>), silver pomfrets (<i>Pampus</i> spp.), Pacific saury (<i>Cololabis saira</i>), scads (<i>Decapterus</i> spp.), capelin (<i>Mallotus villosus</i>), swordfish (<i>Xiphias gladius</i>), Kawakawa (<i>Euthynnus affinis</i>), bonitos (<i>Sarda</i> spp.), marlins, sailfishes, spearfish (<i>Istiophoridae</i>), excluding edible fish offal of subheadings 0302.91 to 0302.99:
0302.41	000	6	にしん（クルベア・ハレングス 及びクルベア・パラスイ）	10%				KG	Herrings (<i>Clupea harengus</i> , <i>Clupea pallasii</i>)
0302.42	000	5	かたくちいわし（エングラウ リス属のもの）	10%				KG	Anchovies (<i>Engraulis</i> spp.)
0302.43			いわし（スプラトゥス・スプラ トゥス、サルディナ・ビルカル ドゥス及びサルディノブス属又 はサルディネルラ属のもの）						Sardines (<i>Sardina pilchardus</i> , <i>Sardinops</i> spp.), sardinella (<i>Sardinella</i> spp.), brisling or sprats (<i>Sprattus sprattus</i>):
	100	6	1 サルディノブス属のもの	10%				KG	1 Of <i>Sardinops</i> spp.
	200	1	2 その他のもの	5%	3.5%	*無税 Free		KG	2 Other
0302.44	000	3	さば（スコムベル・スコムブル ス、スコムベル・アウストラシ クス及びスコムベル・ヤボニクス）	10%				KG	Mackerel (<i>Scomber scombrus</i> , <i>Scomber australasicus</i> , <i>Scomber japonicus</i>)
0302.45	000	2	まあじ（トラクルス属のもの）	10%				KG	Jack and horse mackerel (<i>Trachurus</i> spp.)

(注) 03.02 食品衛生法
03.02のうち

生鮮又は冷蔵のにしん（クルベア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）及びその卵、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの） 1Q
さけ及びます（中華人民共和国、北朝鮮及び台湾を原産地又は船積地域とするもの） 二号承認
くろまぐろ（トウヌス・テイヌスに限る。）（大西洋又は地中海において審査された生鮮又は冷蔵のもので、輸入公表三の9の(2)に掲げる国を除く国又は地域を原産地とするもの） 二号承認
くろまぐろ（生鮮又は冷蔵のもので、二号承認を要するもの以外のもの） 通関時確認

めかじき（生鮮又は冷蔵のもので、二号承認を要するもの以外のもの） 通関時確認

みなみまぐろ（生鮮又は冷蔵のもので、輸入公表三の9の(6)に掲げる国を除く国又は地域を原産地とするもの） 二号承認
みなみまぐろ（生鮮又は冷蔵のもので、二号承認を要するもの以外のもの） 通関時確認

めろ（生鮮又は冷蔵のもので、二号承認を要するもの以外のもの） 事前確認
まぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮及び冷蔵のものに限る。）又はめかじき（めかじきを除くものとし、生鮮及び冷蔵のものに限る。）で船舶により輸入するもの 事前確認
魚（本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの） 二号承認

(Note) 03.02 Food Sanitation Law

ex 03.02 Nishin (*Clupea spp.*), Tara (*Gadus spp.*, *Theragra spp.* and *Merluccius spp.*) and its hard roes, Buri (*Seriola spp.*), Saba (*Scomber spp.*), Iwashi (*Etrumeus spp.*, *Sardinops spp.* and *Engraulis spp.*), Aji (*Trachurus spp.*, *Decapterus spp.*) and Samma (*Cololabis spp.*), fresh or chilled: IQ

Salmon and Trout, originated in or shipped from China, North Korea and Taiwan : Item 2 Approval
Bluefin tunas (*Thunnus thynnus*), fresh or chilled, bred in Atlantic Ocean or Mediterranean Sea, originated in countries or areas excluding those listed import public announcement 3 9-(2): Item 2 Approval
Bluefin tunas, fresh or chilled, excluding those for which are required by Item 2 Approval: Confirmation at Clearance

Swordfish, fresh or chilled, excluding those for which are required by Item 2 Approval: Confirmation at Clearance

Southern bluefin tunas, fresh or chilled, originated in countries or areas excluding those listed import public announcement 3 9-(6): Item 2 Approval

Southern bluefin tunas, fresh or chilled, excluding those for which are required by Item 2 Approval: Confirmation at Clearance

Toothfish, fresh or chilled, excluding those for which are required by Item 2 Approval: Prior Confirmation

Tunas (excluding albacore or longfinned tunas, bluefin tunas, southern bluefin tunas and bigeye tunas) and marlins, sailfishes, spearfish (excluding swordfish), fresh or chilled, imported by ship: Prior Confirmation

Fish, shipped from outside of Japanese water: Item 2 Approval

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
03.03			魚（冷凍したものに限るものとし、 第03.04項の魚のフィレその他の魚 肉を除く。）						Fish, frozen, excluding fish fillets and other fish meat of heading 03.04:
0303.51	000	1	にしん（クルペア・ハレングス及 びクルペア・パラシイ）、かたく ちいわし（エングラウリス属の もの）、いわし（スプラトゥス・ス プラトゥス、サルディナ・ビルカル ドゥス及びサルディノプス属又は サルディネルラ属のもの）、さば（ス コムベル・スコムブルス、スコム ベル・アウストラシクス及びス コムベル・ヤボニクス）、ぐるくま （ラストレルリゲル属のもの）、さ わら（スコムベロモルス属のもの）、 まあじ（トラクルス属のもの）、ぎ んがめあじ（カラクス属のもの）、 すぎ（ラキユセントロン・カナドゥ ム）、まながつお（ハムプス属の もの）、さんま（コロラビス・サイラ）、 むろあじ（デカプテルス属のもの）、 からふとししやも（マルロトゥス・ ヴィルロス）、めかじき（クスイ フィアス・グラディウス）、すま（エ ウティヌス・アフィニス）、はがつ お（サルダ属のもの）及びかじき （まかじき科のもの）（第0303.91 号から第0303.99号までの食用の 魚のくず肉を除く。）	10%	6%			KG	Herrings (<i>Clupea harengus</i> , <i>Clupea pallasii</i>), anchovies (<i>Engraulis spp.</i>), sardines (<i>Sardina pilchardus</i> , <i>Sardinops spp.</i>), sardinella (<i>Sardinella spp.</i>), brisling or sprats (<i>Sprattus sprattus</i>), mackerel (<i>Scomber scombrus</i> , <i>Scomber australasicus</i> , <i>Scomber japonicus</i>), Indian mackerels (<i>Rastrelliger spp.</i>), seerfishes (<i>Scomberomorus spp.</i>), jack and horse mackerel (<i>Trachurus spp.</i>), jacks, crevalles (<i>Caranx spp.</i>), cobia (<i>Rachycentron canadum</i>), silver pomfrets (<i>Pampus spp.</i>), Pacific saury (<i>Cololabis saira</i>), scads (<i>Decapterus spp.</i>), capelin (<i>Mallotus villosus</i>), swordfish (<i>Xiphias gladius</i>), Kawakawa (<i>Euthynnus affinis</i>), bonitos (<i>Sarda spp.</i>), marlins, sailfishes, spearfish (<i>Istiophoridae</i>), excluding edible fish offal of subheadings 0303.91 to 0303.99:
0303.53			いしん（クルペア・ハレングス 及びクルペア・パラシイ）	10%	6%			KG	Herrings (<i>Clupea harengus</i> , <i>Clupea pallasii</i>)
	100	1	いしん（スプラトゥス・スプラ トゥス、サルディナ・ビルカル ドゥス及びサルディノプス属又は サルディネルラ属のもの）	10%				KG	1 Of <i>Sardinops spp.</i>
	200	3	2 その他のもの	5%	3.5%			KG	2 Other
0303.54	000	5	さば（スコムベル・スコムブルス、 スコムベル・アウストラシク ス及びスコムベル・ヤボニクス）	(10%)			7%	KG	Mackerel (<i>Scomber scombrus</i> , <i>Scomber australasicus</i> , <i>Scomber japonicus</i>)
0303.55	000	4	まあじ（トラクルス属のもの）	10%				KG	Jack and horse mackerel (<i>Trachurus spp.</i>)

(注) 0302.92 ワシントン条約

03.03 食品衛生法

03.03のうち

冷凍のにしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、
テラグラ属又はメルルシウス属のもの）及びその卵、
ぶり（セリオラ属のもの）、さば（スコムベル属の
もの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属
又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属
又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビ
ス属のもの） IQ
さけ及びます（中華人民共和国、北朝鮮及び台湾を
原産地又は船積地域とするもの） 二号承認
くろまぐろ、めばちまぐろ、めかじき及びみなま
ぐろ（冷凍のもので二号承認を要するもの以外のもの）
事前確認
めろ（冷凍のもので二号承認を要するもの以外のもの）
事前確認
まぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなまぐろ
及びめばちまぐろを除くものとし、冷凍のものに限
る。）又はかじき（めかじきを除くものとし、冷凍の
ものに限る。）で船舶により輸入するもの 事前確認
魚（本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの）
二号承認

(Note) 0302.92 Convention on International Trade in Endangered
Species of Wild Fauna and Flora

03.03 Food Sanitation Law

ex 03.03

Nishin (*Clupea spp.*), Tara (*Gadus spp.*, *Theragra spp.*
and *Merluccius spp.*) and its hard roes, Buri (*Seriola
spp.*), Saba (*Scomber spp.*), Iwashi (*Etrumeus spp.*,
Sardinops spp. and *Engraulis spp.*), Aji (*Trachurus
spp.*, *Decapterus spp.*) and Samma (*Cololabis spp.*),
frozen: IQ

Salmon and Trout, originated in or shipped from
China, North Korea and Taiwan : Item 2 Approval
Bluefin tunas, bigeye tunas, swordfish and southern
bluefin tunas, frozen, excluding those for which are
required by Item 2 Approval: Prior Confirmation
Toothfish, frozen, excluding those for which are
required by Item 2 Approval: Prior Confirmation
Tunas (excluding albacore or longfinned tunas, bluefin
tunas, southern bluefin tunas and bigeye tunas) and
marlins, sailfishes, spearfish (excluding swordfish),
frozen, imported by ship: Prior Confirmation
Fish, shipped from outside of Japanese water: Item 2
Approval

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
03.05			魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びベレット（食用に適するものに限る。）						Fish, dried, salted or in brine; smoked fish, whether or not cooked before or during the smoking process; flours, meals and pellets of fish, fit for human consumption:
0305.51	000	4	乾燥した魚（食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。） コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）	15%				KG	Dried fish, other than edible fish offal, whether or not salted but not smoked: Cod (<i>Gadus morhua</i> , <i>Gadus ogac</i> , <i>Gadus macrocephalus</i>)
0305.52	000	3	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（バンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（クテナリウムゴドン・イデルルス、ミュロファリウムゴドン・ビケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュボフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）	15%	10.5%	*無税 Free		KG	Tilapias (<i>Oreochromis</i> spp.), catfish (<i>Pangasius</i> spp., <i>Silurus</i> spp., <i>Clarias</i> spp., <i>Ictalurus</i> spp.), carp (<i>Cyprinus</i> spp., <i>Carassius</i> spp., <i>Ctenopharyngodon idellus</i> , <i>Hypophthalmichthys</i> spp., <i>Cirrhinus</i> spp., <i>Mylopharyngodon piceus</i> , <i>Catla catla</i> , <i>Labeo</i> spp., <i>Osteochilus hasselti</i> , <i>Leptobarbus hoeveni</i> , <i>Megalobrama</i> spp.), eels (<i>Anguilla</i> spp.), Nile perch (<i>Lates niloticus</i>) and snakeheads (<i>Channa</i> spp.)
0305.53			さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）を除く。）	15%					Fish of the families <i>Bregmacerotidae</i> , <i>Euclichthyidae</i> , <i>Gadidae</i> , <i>Macrouridae</i> , <i>Melanonidae</i> , <i>Merlucciidae</i> , <i>Moridae</i> and <i>Muraenolepididae</i> , other than cod (<i>Gadus morhua</i> , <i>Gadus ogac</i> , <i>Gadus macrocephalus</i>):
	100	4	ーたら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）					KG	Tara (<i>Gadus</i> spp., <i>Theragra</i> spp. and <i>Merluccius</i> spp.)
	900	6	ーその他のもの		10.5%	*無税 Free		KG	Other
0305.54			にしん（クルベア・ハレングス及びクルベア・バラスイ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ビルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムプルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤボニクス）、ぐるくま（ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの）、まあじ（トラクルス属のもの）、ざんがめあじ（カラクス属のもの）、すぎ（ラキユセントロン・カナドゥム）、まながつお（バムプス属のもの）、さんま（コラビス・サイラ）、むろあじ（デカプテルス属のもの）、からふとししやも（マルロトゥス・ヴィルロス）、めかじき（クスイフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）	15%					Herrings (<i>Clupea harengus</i> , <i>Clupea pallasi</i>), anchovies (<i>Engraulis</i> spp.), sardines (<i>Sardina pilchardus</i> , <i>Sardinops</i> spp.), sardinella (<i>Sardinella</i> spp.), brisling or spratts (<i>Sprattus sprattus</i>), mackerel (<i>Scomber scombrus</i> , <i>Scomber australasicus</i> , <i>Scomber japonicus</i>), Indian mackerels (<i>Rastrelliger</i> spp.), seerfishes (<i>Scomberomorus</i> spp.), jack and horse mackerel (<i>Trachurus</i> spp.), jacks, crevalles (<i>Caranx</i> spp.), cobia (<i>Rachycentron canadum</i>), silver pomfrets (<i>Pampus</i> spp.), Pacific saury (<i>Cololabis saira</i>), scads (<i>Decapterus</i> spp.), capelin (<i>Mallotus villosus</i>), swordfish (<i>Xiphias gladius</i>), Kawakawa (<i>Euthynnus affinis</i>), bonitos (<i>Sarda</i> spp.), marlins, sailfishes, spearfish (<i>Istiophoridae</i>):

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
(0305.54)	100	3	にしん（クルベア・ハレングス及びクルベア・パラスイイ）、いわし（サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、さば（スコムベル・スコムプルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤボニクス）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス・サイラ）					KG	Herrings (<i>Clupea harengus</i> , <i>Clupea pallasii</i>), Iwashi (<i>Sardinops spp.</i> and <i>Engraulis spp.</i>), mackerel (<i>Scomber scombrus</i> , <i>Scomber australasicus</i> , <i>Scomber japonicus</i>), Aji (<i>Trachurus spp.</i> and <i>Decapterus spp.</i>) and Pacific saury (<i>Cololabis saira</i>)
	900	5	－その他のもの		10.5%	*無税 Free		KG	Other

(注) 03.05 食品衛生法
03.05のうち

乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたにしん（クルベア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）並びにこれらの魚種のフィッシュミール、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの）の卵並びに煮干し
IQ
乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したさけ及びます（中華人民共和国、北朝鮮及び台湾を原産地又は船積地域とするもの） 二号承認
乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製した魚（本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの） 二号承認

(Note) 03.05 Food Sanitation Law
ex 03.05

Nishin (*Clupea spp.*), Tara (*Gadus spp.*, *Theragra spp.* and *Merluccius spp.*), Buri (*Seriola spp.*), Saba (*Scomber spp.*), Iwashi (*Etrumeus spp.*, *Sardinops spp.* and *Engraulis spp.*), Aji (*Trachurus spp.*, *Decapterus spp.*) and Samma (*Cololabis spp.*), dried, salted or in brine; fish meal fit of those fish; hard roses of Tara (*Gadus spp.*, *Theragra spp.* and *Merluccius spp.*), "Niboshi" (small boiled and dried fish for seasoning use): IQ

Salmon and Trout, dried, salted, in brine or smoked originated in or shipped from China, North Korea and Taiwan: Item 2 Approval
Fish, dried, salted, in brine or smoked, shipped from outside of Japanese water: Item 2 Approval

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
03.07			軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）						Molluscs, whether in shell or not, live, fresh, chilled, frozen, dried, salted or in brine; smoked molluscs, whether in shell or not, whether or not cooked before or during the smoking process; flours, meals and pellets of molluscs, fit for human consumption:
0307.42			いか 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	10%					Cuttle fish and squid: Live, fresh or chilled:
	010	†	－もんごういか		3.5%	*無税 Free		KG	Mongo ika
	090	1	－その他のもの		5%			KG	Other
0307.43			冷凍したもの	10%					Frozen:
	010	4	－もんごういか		3.5%	*無税 Free		KG	Mongo ika
	020	0	－あかい（オウマストリフェス・バルトラミ）		(5%)		3.5%	KG	Neon flying squid (<i>Ommastrephes bartramii</i>)
	030	†	－するめいか（トダロデス・バキフィクス）、アメリカおおかいか（ドシディクス・ギガス）、じんどういか（ロリオルス属のもの）、まついか（イルレクス属のもの）及びほたるいか（ワタセニア・スキンティランズ）		5%			KG	Japanese flying squid (<i>Todarodes pacificus</i>), jumbo flying squid (<i>Dosidicus gigas</i>), japanese squid (<i>Lololus spp.</i>), shortfin squid (<i>Illex spp.</i>) and sparkling enope squid (<i>Watasenia scintillans</i>)
	090	†	－その他のもの		(5%)		3.5%	KG	Other
0307.49			その他のもの						Other:
	500	5	1 くん製したもの	9.6%	6.7%	*無税 Free		KG	1 Smoked
			2 その他のもの	15%					2 Other:
	210	2	－もんごういか			*無税 Free		KG	Mongo ika
	290	5	－その他のもの					KG	Other
			たこ（オクトプス属のもの）						Octopus (<i>Octopus spp.</i>):
0307.51	000	0	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	10%	7%	5% *無税 Free		KG	Live, fresh or chilled
0307.52	000	6	冷凍したもの	10%	7%	5% *無税 Free		KG	Frozen
0307.59			その他のもの						Other:
	500	2	1 くん製したもの	9.6%	6.7%	6.4% *無税 Free		KG	1 Smoked
	200	3	2 その他のもの	15%	10%	*無税 Free		KG	2 Other

(注) 03.07 食品衛生法
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

03.07のうち 帆立貝、貝柱及びいか（もんごういかを除く。）（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。） IQ
水棲動物（本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの） 二号承認

(Note) 03.07 Food Sanitation Law
Enforcement of Invasive Alien Species Act

ex 03.07 Scallops, adductors of shellfish, cuttle fish and squid other than Mongo ika, live, fresh, chilled, frozen, dried, salted or in brine: IQ
Of aquatic animals, shipped from outside of Japanese water : Item 2 Approval

第16類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

Chapter 16 Preparations of meat, of fish or of crustaceans, molluscs or other aquatic invertebrates

注
1 この類には、第2類、第3類又は第05.04項に定める方法により調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物を含まない。
2ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の二以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超えるものは、この類に属する。この場合において、これらの物品の二以上を含有する調製食料品については、最大の重量を占める成分が属する項に属する。前段及び中段のいずれの規定も、第19.02項の詰物をした物品及び第21.03項又は第21.04項の調製品については、適用しない。

号注

1 (省略)

2 第16.04項又は第16.05項の号において、慣用名のみで定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物は、第3類において同一の慣用名で定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物と同一の種に属する。

Notes.

1.-This Chapter does not cover meat, meat offal, fish, crustaceans, molluscs or other aquatic invertebrates, prepared or preserved by the processes specified in Chapter 2 or 3 or heading 05.04.

2.-Food preparations fall in this Chapter provided that they contain more than 20% by weight of sausage, meat, meat offal, blood, fish or crustaceans, molluscs or other aquatic invertebrates, or any combination thereof. In cases where the preparation contains two or more of the products mentioned above, it is classified in the heading of Chapter 16 corresponding to the component or components which predominate by weight. These provisions do not apply to the stuffed products of heading 19.02 or to the preparations of heading 21.03 or 21.04.

Subheading Notes.

1.-(省略)

2.-The fish, crustaceans, molluscs and other aquatic invertebrates specified in the subheadings of heading 16.04 or 16.05 under their common names only, are of the same species as those mentioned in Chapter 3 under the same name.

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
16.05			甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）						Crustaceans, molluscs and other aquatic invertebrates, prepared or preserved:
1605.21			シュリンプ及びブローン 気密容器入りでないもの						Shrimps and prawns: Not in airtight container:
			1 くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したものの	4.8%	(4.8%) ～ (5.3%)	3.2% *無税 Free			1 Smoked and simply boiled in water or in brine; chilled, frozen, salted, in brine or dried, after simply boiled in water or in brine:
	011	0	－単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し又は冷凍したもの					KG	Simply boiled in water or in brine; chilled or frozen after simply boiled in water or in brine
	019	1	－その他のもの					KG	Other
			2 その他のもの	6%	5.3%	*無税 Free			2 Other:
	021	3	－米を含むもの					KG	Containing rice
	029	4	－その他のもの					KG	Other
1605.29			その他のもの						Other:
	010	†	1 くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したものの	4.8%	(4.8%) ～ (5.3%)	3.2% *無税 Free		KG	1 Smoked and simply boiled in water or in brine; chilled, frozen, salted, in brine or dried, after simply boiled in water or in brine
			2 その他のもの	6%	5.3%	*無税 Free			2 Other:
	021	2	－米を含むもの					KG	Containing rice
	029	3	－その他のもの					KG	Other

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
1605.54			いか						Cuttle fish and squid:
	100	+	1 くん製したもの	6.7%	(10.5%)	*無税 Free		KG	1 Smoked
			2 その他のもの	15%	10.5%	*無税 Free			2 Other:
			— 気密容器入りのもの			9%			In airtight containers:
	911	6	— 米を含むもの					KG	Containing rice
	919	0	— その他のもの					KG	Other
			— その他のもの						Other:
	991	2	— 米を含むもの					KG	Containing rice
	999	3	— その他のもの					KG	Other

(注) 16.05 食品衛生法
 16.05のうち 甲殻類その他の水棲動物の調製品（本邦の区域に属
 さない海面を船積地域とするもの） 二号承認
 1605.10のうち ロシアを船積地域とするかに調製品（気密容器入
 りのもの又は米を含むものを除く。） 事前確認

(Note) 16.05 Food Sanitation Law
 ex 16.05 Preparations of crustaceans and other aquatic
 animals, shipped from outside of Japanese water: Item
 2 Approval
 ex 1605.10 Preparations of Crabs, excluding in airtight
 containers or containing rice, shipped from Russia:
 Prior Confirmation

第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

Chapter 48 Paper and paperboard; articles of paper pulp, of paper or of paperboard

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
48.19			紙製、板紙製、セルロースウオッティ ング製又はセルロース繊維のウェブ 製の箱、ケース、袋その他の包装容 器及び紙製又は板紙製の書類箱、レ タートレイその他これらに類する製 品で事務所、商店等において使用す る種類のもの						Cartons, boxes, cases, bags and other packing containers, of paper, paperboard, cellulose wadding or webs of cellulose fibres; box files, letter trays, and similar articles, of paper or paperboard of a kind used in offices, shops or the like:
4819.10	000	5	段ボール製の箱及びケース	4.3%	無税 Free	無税 Free		KG	Cartons, boxes and cases, of corrugated paper or paperboard
4819.20	000	2	紙製又は板紙製の折畳み式の箱及 びケース（段ボール製のものを除 く。）	4.3%	無税 Free	無税 Free		KG	Folding cartons, boxes and cases, of non- corrugated paper or paperboard
4819.30	000	6	袋（底の幅が40センチメートル以 上のものに限る。）	4.6%	無税 Free	無税 Free		KG	Sacks and bags, having a base of a width of 40 cm or more
4819.40	000	3	その他の袋（円すい形のものを含 む。）	4.6%	無税 Free	無税 Free		KG	Other sacks and bags, including cones
4819.50	000	0	その他の包装容器（レコード用ジャ ケットを含む。）	4.3%	無税 Free	無税 Free		KG	Other packing containers, including record sleeves
4819.60	000	4	書類箱、レタートレイ、格納箱そ の他これらに類する製品で事務所、 商店等において使用する種類のも の	3%	無税 Free	無税 Free		KG	Box files, letter trays, storage boxes and similar articles, of a kind used in offices, shops or the like

(注) 48.19 食品衛生法

(Note) 48.19 Food Sanitation Law

EPAタリフデータ（抜粋）

1 本表の基本的な構成

本表は、次に掲げる経済連携協定（EPA）の各附属書Ⅰの日本国における関税の撤廃に関する表に掲げられる品目及び税率を一つの表にまとめたものです。

⑤ 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（以下「日タイEPA」という。）

2 本表の各欄の意味

「番号」：HS番号6桁の「号」又はそれに3桁の「統計細分」を加えた9桁の統計品目番号が表記されています。

「タイ」：「日タイEPA」に基づく協定税率が表記されています。

3 各税率欄

基本的には「号」（HS番号6桁）ごとに税率を表記していますが、号以下の「統計細分」で税率が分かれているものについては、「号」に3桁の「統計細分」を加えた9桁の統計品目番号ごとに税率を表記しています。

また、税率欄に「－」が記載されている箇所は、その協定について、譲許されていない（協定税率の設定がない）ことを示します。

番号	タイ
0207.11	－
0207.12	8.5%
0207.13-100	－
0207.13-200	8.5%
0207.14-100	無税
0207.14-210	－
0207.14-220	8.5%
0302.41	－
0302.42	－
0302.43-100	－
0302.43-200	無税
0302.44	－
0302.45	－

番号	タイ
0303.51	－
0303.53-100	－
0303.53-200	無税
0303.54	－
0303.55	－
0305.51	－
0305.52	無税
0305.53-100	－
0305.53-900	無税
0305.54-100	－
0305.54-900	無税
0307.43-010	無税
0307.43-020	－
0307.43-030	－
0307.43-090	－
0307.49-210	－
0307.49-290	－
0307.49-500	－
0307.51	－
0307.52	無税
0307.59-200	無税
0307.59-500	無税

番号	タイ
1605.21-011	無税
1605.21-019	無税
1605.21-021	－
1605.21-029	無税
1605.29-010	無税
1605.29-021	－
1605.29-029	無税
1605.54-100	－
1605.54-911	－
1605.54-919	－
1605.54-991	－
1605.54-999	－
4819.10	無税
4819.20	無税
4819.30	無税
4819.40	無税
4819.50	無税
4819.60	無税

第51回（2017年）解答・解説

【選択式・計算式】

第1問 正解 (a)－⑮ (b)－⑭ (c)－⑩ (d)－① (e)－⑦

1 為替レート

平成29. 9. 17～平成29. 9. 23までのレートを適用し、 $\$ 1 = ¥110.00$ となる。

2 統計品目番号は、次のようになる。仕入書上に記載はないが、解説の便宜のため(1)～(7)までの番号を付する。

(1) ペニシリンとストレプトマイシンを含有する医薬品（投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないもの）：**3003100004**

「in bulk form＝大容量の形状」という表記から、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものであるため、30.03項に属する。

(2) 水に溶かしたエフェドリンを含有する医薬品（アンプル＝投与量にしたもの）：**3004410006**

「アルカロイド又はその誘導体を含有」するか否かについて、問題文及び仕入書に記載はないが、選択肢から、上記の番号に分類する。

(3) エフェドリンと甘味薬を含有する医薬品：**3003410001**

(1)と同じく、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものであるため、30.03項に属する。「アルカロイド又はその誘導体を含有」するか否かについて、問題文及び仕入書に記載はないが、選択肢から、上記の番号に分類する。

(4) ペニシリンとストレプトマイシンを含有する医薬品（投与量にしたもの）：**3004100002**

(5) ストレプトマイシンを含有する医薬品（小売用にしたもの）：**3004100002**

(6) プソイドエフェドリンとその塩を含有する医薬品（カプセル＝投与量にしたもの）：**3004420005**

(2)と同じく、選択肢から、上記の番号に分類する。

(7) 水に溶かしたインスリン（アンプル＝投与量にしたもの）：**3004310002**

※ 価格について

仕入書上、各貨物の価格はターミナル持ち込み渡し条件価格（DAT）となっている。

仕入書に含まれている、問題文5のイ～ニの価格については、

イ 売手の工場から輸出港までの運賃4% … そのまま

ロ 輸出港における貨物の船積みにかかる費用5% … そのまま

ハ 目的地（輸入港までの海上運賃及び保険料）15% … 控除

ニ 輸入港における貨物の船卸しに要する費用5% … 控除

として、FOB価格を算出する。ハとニの計20%を控除するので、（仕入書価格（DAT）×0.8（80%）＝（輸出申告価格（FOB））となる。したがって、
 $200,000円 \div 0.8 \div 110 = \$2,272.72 \cdots$ 以下の貨物は20万円以下となる。

貨物(4)と(5)は品目番号が同一となるので、問題文より一欄にまとめる。

貨物(3)及び(7)については、品目番号が異なるが、20万円以下となるので、問題文の指示により一括し、これらのうち価格が最大の貨物(3)の統計品目番号で一括させ、10桁目は「X」とする。

(a)…貨物(6) →⑮

(b)…貨物(2) →⑭

(c)…貨物(4), (5) →⑩

(d)…貨物(1) →①

(e)…貨物(3)(7)（(3)で代表）→⑦

第2問 正解 (a)－⑩ (b)－⑦ (c)－③ (d)－⑬ (e)－⑮
 (f)－3861000 (g)－1980000 (h)－0569800 (i)－0264000
 (j)－0029700

1 為替レート

平成29. 9. 17～平成29. 9. 23までのレートを適用し、US\$ 1＝¥110. 00となる。

2 統計品目番号は、次のようになる。仕入書上に記載はないが、解説の便宜のため(1)～(6)までの番号を付する。

(1) 冷凍の家きんの骨付きのもも肉（調製していないもの）（ガルルス・ドメスティクスのもの）：0207142106

「骨付きのもも肉」であり、分割しているので、上記の番号に属する。

(2) 皮をむき、衣をつけ、パン粉をまぶした冷凍のシュリンプ“エビフライ”（気密容器入りではなく、米を含まないもの）：1605210294

問題文7よりえびの含有量が全重量の20%を超えるので、16. 05項に属する（16類注2）。

(3) 調製していない冷凍のたこ（オクトプス属のもの）：0307520006

(4) 冷凍の水煮したいか（ロリゴ属のもので、十分な加熱調理をし、気密容器入りではなく、米を含まないもの）：**1605549993**

水煮したいかは、03.07項には属さず、問題文7よりいかの含有量が全重量の20%を超えるので、16.05項に属する（16類注2）。

(5) 段ボール製の空箱：**4819100005**

(6) 冷凍した全形のまあじ（トラクルス属のもので、調製していないもの）：
0303550004

3 申告価格等

買手が自己のために行う検査の費用は課税価格に算入しない。

貨物(1), (4), (5)は品目番号が異なるが、20万円以下である。ただし、(1), (4)は有税品であり、

(1)：協定8.5%（EPA税率はEPAタリフデータに定められておらず、適用なし）

(4)：協定10.5%（EPA税率はEPAタリフデータに定められておらず、適用なし）であるので、一括した上、関税率の高い(4)の番号で代表させ、10桁目は「X」とする。

(5)も20万円以下であるが、無税品（協定）であり、1品目で1欄に入力するので、10桁目は「E」とする。

(1), (4)は合計\$2,400、(5)は\$270であるので、(1), (4)を4欄目に、(5)を最後の欄に入力する。

なお、(1), (4), (5)は関税率表下部の注により、**いずれも輸入割当品目ではない。**

各欄ごとの貨物の価格は、次のようになる。

(f)…貨物(2)：\$35,100×¥110＝**¥3,861,000**

(g)…貨物(3)：\$18,000×¥110＝**¥1,980,000**

(h)…貨物(6)：\$5,180×¥110＝**¥569,800**

(i)…貨物(1), (4)：(\$1,500+900)×110＝**¥264,000**

(j)…貨物(5)：\$270×¥110＝**¥29,700**

【選択式】

第3問 正解 2, 4, 5

- 1 × 輸入の許可後にされた更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額については、**更正通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければならない**（関税法9条2項5号）。
- 2 ○ 外国貿易船に積まれている外国貨物であって船用品でないものが輸入される前に本邦で消費された場合には、当該消費の時に輸入するものとみなされる（2条3項）。したがって、当該外国貨物に關税を課する際の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該外国貨物の**消費の時の現況**による（4条）。
- 3 × 納税申告に係る貨物の**輸入の許可前**にする**修正申告**については、先の納税申告に係る書面に記載した課税標準又は納付すべき税額を**補正**することにより行うことができる（7条の14、施行令4条の16第2項）。
- 4 ○ 關税の担保を提供しようとする者は、自己の所有する**土地又は建物**を当該担保として**提供することができる**（関税法9条の6第1項、国税通則法50条）。
- 5 ○ 未納に係る關税額に対し延滞税を課される場合において、**やむを得ない理由**により税額に誤りがあったため法定納期限後に未納に係る關税額が確定し、かつ、その事情につき**税関長の確認**があったときは、その税額に係る**延滞税**については、当該法定納期限の翌日から当該關税につき修正申告をした日までの日数に対応する部分の金額が免除される（関税法12条6項）。

第4問 正解 1, 2, 3, 5

- 1 **該当する** 納税申告に関して必要な輸入貨物に係る適用税番について、輸入者から十分な資料の提出があったにもかかわらず税関職員が輸入者に対して**誤った教示**を行い、その教示に従っていたもので、**輸入者がその教示を信じたこと**について、**やむを得ないと認められる事情がある場合は、正当な理由がある場合に該当する**（関税法基本通達12の2-1(1)）。
- 2 **該当する** 納税申告に係る貨物と同一種の貨物について、過去に税関が輸入通関の際に**現物検査**を行い、**同じ適用税番で通関を認めた事実が確認**できる場合は、正当な理由がある場合に**該当する**（12の2-1(2)）。
- 3 **該当する** 物資所管官庁が分析結果に信頼があると認める**輸出国の公的機関**によって作成された**証明書**に基づいて、**輸入者が納税申告をしたと認められる場合は、正当な理由がある場合に該当する**（12の2-1(4)）。

- 4 該当しない 関税率表が改正されたことにより、適用税番が変更されたにもかかわらず、当該改正前の税番に基づき、輸入者が納税申告をしたと認められる場合は、正当な理由がある場合に**該当しない**（12の2-1）。
- 5 **該当する** 輸入者に課税標準の確定に日時を要する事情があり、関税法73条1項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により**税関長の承認を受けて引き取られた貨物**であって、当該貨物の輸入の許可前に**輸入者からの申し出に基づき課税標準を確定**した場合は、正当な理由がある場合に**該当する**（12の2-1（5））。

第5問 正解 4, 5

- 1 × 「しょうが」は「野菜」（7類）ではなく、20.05項には属しない。砂糖水に漬けたしょうがの断片は、20.08項に属する。
- 2 × 含有物の乾燥重量が全重量の7%以上のトマトジュースは、20.02項に属する（20類注4）。
- 3 × 食酢により調製した冷凍トマトは、20.04項の規定により、20.04項には属さない。20.01項に属する。
- 4 ○ アルコール分が全容量の0.5%のレモンジュースは、果実のジュースとして20.09項に属する（20類注6）。
- 5 ○ 煎った落花生をすりつぶしてペースト状にしたものは、20.01項から20.07項までのいずれにも該当せず、植物の調製品として**20.08項**に属する。

第6問 正解 4, 5

- 1 × 事前照会を行う者の利害関係者が、照会に係る貨物について、関税率表適用上の所属区分に係る**不服申立て中**の場合には、輸入を継続する予定がある場合であっても、照会を行うことは**できない**（関税法基本通達7-18(2)ハ(イ)）。
- 2 × 事前照会は、原則として、**文書**により行うこととされているが、**インターネットによる電子メール**を利用して行うことも**できる**（7-17, 7-19-2）。本肢は、「原則として」という文言があり、やや疑義が残るが、インターネットによる照会手続を条文（通達）上ははっきり規定しているため、誤りとする。
- 3 × 事前照会についての文書による回答に対して、照会者が再検討を希望する場合には、当該照会者が、回答の交付を受けた日の翌日から起算して**2月以内**に意見の申出を行うことができる（7-18(8)イ）。

- 4 ○ 事前照会について、照会に係る貨物の内容及び回答の内容は、原則として公開することとされているが、一定の要件に該当する場合で、照会者から一定期間内（180日を超えない期間内）につき公開しないことを求める申出があったものについては、**当該申出に係る期間後に公開することとされている（7-18(6)）。**
- 5 ○ 事前照会についての文書による回答のうち、その交付又は送達があった日（再交付し、又は再送達したものにあつては、その当初の回答書の発出日）から**3年を経過したもの**は、輸入申告書の審査上、**尊重されない（7-18(9)ロ）。**

第7問 正解 2, 3

- 1 × オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるために税関長に提出するオーストラリア協定**原産品申告書は、輸入貨物に係る輸出者、生産者又は輸入者が自ら作成する（関税法施行令61条1項2号イ(2)、基本通達68-5-11の3、オーストラリア協定3、16条）。**
- 2 ○ 課税価格の総額が**20万円以下の貨物**については、オーストラリア協定に基づく**締約国原産地証明書、オーストラリア協定原産品申告書及び運送要件証明書**のいずれも税関長に提出する必要はない（61条1項2号イ、ロ）。
- 3 ○ オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるためにオーストラリア協定**原産品申告書**を税関長に提出する場合は、**税関長がその提出の必要がないと認めるときを除き、輸入貨物がオーストラリア原産品であることを明らかにする書類を併せて提出しなければならない（61条1項2号イ(2)）。**
- 4 × オーストラリア協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるために、税関から、オーストラリア原産品であるとの事前照会に対する文書回答の送付を受けた場合において、オーストラリア協定原産品申告書を税関長に提出しなくてよい旨の**規定はない。**
- 5 × オーストラリア協定原産品申告書を作成した輸入者は、当該原産品申告書を輸入申告に際して**税関に提出した場合**には、**保存の必要はない（関税法94条1項、施行令83条3項、4条の12第2項5号）。**

第8問 正解 0093200

更正の請求前（輸入（納税）申告時）の関税額

$$3,617,000\text{円（千円未満切り捨て）} \times 5.4\% = 195,318\text{円}$$

$$\rightarrow 195,300\text{円（百円未満切捨て）}$$

更正の請求時の関税額

$$2,762,000\text{円（千円未満切り捨て）} \times 3.7\% = 102,194\text{円}$$

$$\rightarrow 102,100\text{円（百円未満切捨て）}$$

$$195,300\text{円} - 102,100\text{円} = 93,200\text{円}$$

第9問 正解 0168500

原産地である米国は特惠受益国ではないので、特惠税率は適用されない。

協定税率は、基本税率より低い場合に限り適用する（定率法基本通達3-1(2)）。基本税率を適用した場合の関税額と、協定税率を適用した場合の関税額を計算し、その関税額を比較して、納付すべき関税額を決定する。

(1) 基本税率を適用した場合の関税額

$$\textcircled{1} \quad 2,134,000\text{円（千円未満切捨て）} \times 9.6\% = 204,864\text{円}$$

$$\textcircled{2} \quad 1,296\text{m}^2 \times 160\text{円/m}^2 = 207,360\text{円}$$

204,864円 < 207,360円 となるから、関税額は207,300円（税率160円/m²）となる。

(2) 協定税率を適用した場合の関税額

$$\textcircled{1} \quad 2,134,000\text{円（千円未満切捨て）} \times 7.9\% = 168,586\text{円}$$

$$\textcircled{2} \quad 1,296\text{m}^2 \times 130\text{円/m}^2 = 168,480\text{円}$$

168,586円 > 168,480円 となるから、関税額は168,500円（税率7.9%）となる。

(3) 納付すべき関税額

207,300円 > 168,500円 となるから、関税額は168,500円（百円未満切捨て）となる。

第10問 正解 4703500

1 契約価格（FOB価格）である1個当たり150円が課税価格の計算の基礎となる（2イ）。

売買契約数量は34,000個であるが、本邦に輸入するのはそのうちの30,000個である（3）。

$$150\text{円} \times 30,000\text{個} = 4,500,000\text{円}$$

2 金型の代金及び提供費用（4イ、ロ）……算入する（69,000円を加算）

自動車部品の生産のために買手により売手に対し無償で提供した金型の費用は加算要素である（定率法4条1項3号ロ）。また、買手が負担した、金型を売手に提供するための運賃は、当該金型の代金に含めて、加算要素として扱う（施行令1条の5第2項2号）。

これらの費用は34,000個についてのものなので、輸入する30,000個については次のように按分して計算する。

$$(68,000円 + 10,200円) \times \frac{30,000}{34,000} = 69,000円$$

3 自動車部品4,000個をB国まで運送するために要した運賃（4ハ）……不算入

4 自動車部品30,000個を本邦の輸入港まで運送するために要した運賃（4ニ）

……算入する（85,000円を加算）

5 売買価格の1.1%の手数料……算入する（49,500円を加算）

輸入貨物の売手による販売に関し当該売手に代わり業務を行う者に対して買手が支払う手数料は、課税価格に算入する（基本通達4-9(2)ロ）。

$$4,500,000円 \times 1.1\% = 49,500円 \text{を加算する（定率法4条1項2号イ）。}$$

以上より、課税価格は次のようになる。

$$4,500,000円 + 69,000円 + 85,000円 + 49,500円 \\ = 4,703,500円$$

第11問 正解 7605000

1 CDに記録されている音自体の価格（3ロ(イ))……算入する

2 CD本体（キャリアメディア）の価格（3ロ(ロ))……算入する

3 CDへの音楽の記録費用（3ロ(ハ))……算入する

データ処理機器に使用されるソフトウェアを記録したキャリアメディアの価格には、当該ソフトウェアの価格がキャリアメディアの価格と区別される場合には、キャリアメディアの価格とされ、ソフトウェアの価格を含まない（基本通達4-5(1)イ）。また、キャリアメディアの価格には、ソフトウェアをキャリアメディアに記録するための費用を含む（4-5(2)ロ）。しかし、ここでの「ソフトウェア」には、サウンド、シネマチック及びビデオ・レコーディングは含まない（4-5(1)イ）。

したがって、本問の音楽の価格は控除せず、課税価格に含めて計算を行う。

4 CDの梱包費用（3ロ(ニ))……算入する

- 5 Mが音楽CDを本邦において販売するために、当該音楽CDの貨物代金とは別にYに支払ったロイヤルティー（3ニ）……算入する

本邦において販売するためのロイヤルティーは、売手との売買契約に基づき、買手が売手に対して支払うことを要するものである。「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために」支払われたものであるといえるので、課税価格に算入する（4-13(2)、(6)）。

- 6 本邦の港までの運賃・保険料（4）……算入する

以上より、課税価格は次のようになる。

$$\{(1,300円 + 100円 + 500円 + 100円 + 500円) \times 3,000枚\} + 105,000円 = 7,605,000円$$

第12問 正解 5100000

- 1 契約価格（F O B 価格）（1）

500円/個 $\times$ 10,000個 = 5,000,000円を課税価格の計算の基礎とする。

- 2 MがXに代わりYに支払った、XのYに対する債務（2）……算入しない

（加算も控除もしない）

1の契約価格（F O B 価格）から350,000円差し引かれた価格を仕入書価格として別途設定したものであるため、契約価格には350,000円が既に含まれている。

- 3 輸出港から輸入港までの運賃（3イ）……算入する（85,000円を加算）
 4 輸入許可後のMの倉庫までの国内運賃（3ロ）……算入しない
 5 輸出港から輸入港までの保険料（3ハ）……算入する（15,000円を加算）
 6 輸入港での検疫費用（3ニ）……算入しない

以上より、課税価格は次のようになる。

$$5,000,000円 + 85,000円 + 15,000円 = 5,100,000円$$

【択一式】

第13問 正解 1

- 1 ○ 関税法67条の3第1項（輸出申告の特例）の規定の適用を受ける**特定輸出者**が行う輸出申告については、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該輸出申告を行うことができない場合として財務省令で定める場合を除き、**電子情報処理組織を使用して行わなければならない**（関税法施行令59条の7第4項、施行規則7条の6）。
- 2 × 特定輸出者は、**いずれかの税関長**に対して特定輸出申告を行う（関税法67条の3第1項）。
- 3 × 関税関係法令以外の法令により、輸出に関して許可を必要とする貨物については、**積戻し申告**（仮に陸揚げされた貨物に係るものを除く。）の際、当該許可を受けている旨を**税関に証明しなければならない**（75条、70条）。
- 4 × 輸出申告書に記載すべき貨物の価格は、**無償**で輸出される貨物については、当該貨物が**有償で輸出されるものとした場合のFOB価格**を記載する（施行令59条の2第2項、通達67-1-4(2)）。
- 5 × **輸出申告の撤回**は、その申告に係る輸出の**許可前に限り認められる**（67-1-10）。

第14問 正解 3

- 1 × 保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとする場合は、**見本の一時持出しの許可**を受けなければならない（関税法32条）。
- 2 × 課税標準となる価格の合計が**20万円以下**の輸入貨物については、関税定率法3条の3（少額輸入貨物に対する簡易税率）の規定により、簡易税率を適用して輸入（納税）申告をすることができる（定率法3条の3第1項）。
- 3 ○ 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品について、その譲許の便益を受けて当該物品を輸入しようとする場合における輸入（納税）申告は、当該一定の数量の範囲内において政府が行う割当に係る**関税割当証明書の交付を受けた者の名**をもってしなければならない（暫定措置法8条の6、経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令2条2項）。
- 4 × 本邦の船舶により外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物のみを原料として当該船舶内で製造された製品は**内国貨物**であり、これを本邦に引き取ろうとする場合は、**輸入の許可は不要**である（関税法2条1項4号）。

- 5 × 課税価格が20万円を超える郵便物を輸入しようとする者は、当該郵便物が寄贈物品である場合には、輸入（納税）申告は不要である（76条1項かっこ書）。

第15問 正解 2

- 1 属さない 銃に取り付けて地面に置いて使用する鉄製二脚の銃架は、96.20項に属さない（96類注1(ij)）。93類に属する。
- 2 属する スマートフォンに取り付け自画像を撮影するためのアルミニウム製一脚の自撮り棒は96.20項に属する。
- 3 属さない 絵を描くときに床に置いてキャンバスを支える木製三脚の画架（イーゼル）は、96.20項に属さない（94類注2，96類注1(k)）。94.03項に属する。
- 4 属さない マイクロホン用のステンレス製一脚のスタンドは、96.20項ではなく、85.18項に属する（85.18項参照）。
- 5 属さない ドラム（楽器の一種）に取り付け床に置いて使用するカーボン製三脚のスタンドは、96.20項に属さない（96類注1(h)）。92類に属する。

第16問 正解 3

- 1 × ひいた家きんの肝臓（80%）、脂肪（10%）、でん粉（5%）及び調味料（5%）を混合し、羊の腸（ケーシング）に詰めたソーセージは、16類に属する（16類注2）。
- 2 × 生鮮の豚肉（50%）をパン粉で覆い、油（20%）で揚げて製造されたトンカツは、16類に属する（16類注2）。
- 3 ○ えび（60%）をパスタ（小麦粉をもととした皮）（40%）で覆い包み、加熱調理した後、冷凍した餃子は19類に属する（16類注2）。
- 4 × それぞれ加熱調理したえび（30%）、ブロッコリー（30%）、いんげん豆（20%）に、調味料（20%）を加えて混合した後、冷凍したサラダは16類に属する（16類注2）。
- 5 × 白身魚（60%）、でん粉（30%）、調味料（10%）を混合し、すりつぶしたもののからなるすり身を管状に成形し焼成したちくわは、16類に属する（16類注2）。

第17問 正解 1

- 1 ○ スイス協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けようとする者は、スイス連邦の権限ある機関によって認定された輸出者が作成したスイス協定に基づく原産品である旨の記載のある仕入書等の商業文書によって当該税率の適用を受けることができる（関税法基本通達68-5-11の2(2)(ロ)）。
- 2 × 税関長の承認を受けて輸入の許可前に引き取ろうとする貨物に係るスイス協定に基づく締約国原産地証明書は、**その申告又は審査後相当と認められる期間内に**提出しなければならない（関税法施行令61条4項）。
- 3 × スイス協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けようとする貨物に係る締約国原産地証明書及び原産地申告がなされた商業文書は、当該貨物の輸入申告の日において、その発給又は作成の日から**1年以上**を経過したものであってはならない（関税法施行令61条5項）。
- 4 × スイス連邦から第三国を経由して本邦に向けて運送されたスイス協定に基づく原産品とされる貨物については、当該第三国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置以外の取扱いがされなかった場合のほか、**博覧会等への出品のため第三国に輸出された物品の場合にも**、当該協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けることができる（61条1項2号ロ(2)）。
- 5 × スイス協定に基づく原産品とされる郵便物の輸入については、当該協定に基づく締約国原産地証明書を、**郵便物の検査、審査の際に**提出しなければならない（61条4項）。